

条 例

- ・北九州市環境基本条例
- ・北九州市環境審議会規則
- ・北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- ・北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則
- ・平成19年度一般廃棄物処理実施計画
- ・北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準
- ・一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物
- ・粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料
- ・北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例
- ・北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則
- ・北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- ・北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則
- ・北九州市公害防止条例
- ・北九州市公害防止条例施行規則
- ・北九州市環境影響評価条例
- ・北九州市環境影響評価条例施行規則
- ・北九州市環境影響評価審査会規則
- ・北九州市環境保全基金条例
- ・北九州市環境保全基金条例施行規則
- ・北九州市環境科学研究所手数料条例
- ・北九州市環境科学研究所手数料条例施行規則
- ・北九州市エコタウンセンター条例
- ・北九州市エコタウンセンター条例施行規則
- ・北九州市環境ミュージアム条例
- ・北九州市環境ミュージアム条例施行規則
- ・北九州市公害健康被害認定審査会条例

北九州市環境基本条例

平成 12 年 12 月 13 日

条例第 71 号

目次

第 1 章	総則(第 1 条 第 7 条)
第 2 章	環境の保全の総合的推進のための施策
第 1 節	環境基本計画(第 8 条・第 9 条)
第 2 節	基本施策(第 10 条 第 12 条)
第 3 章	環境の保全の個別分野における施策
第 1 節	環境への負荷の低減のための施策(第 13 条 第 19 条)
第 2 節	地球環境保全のための施策(第 20 条・第 21 条)
第 4 章	市民及び事業者の環境保全活動の促進(第 22 条 第 26 条)
第 5 章	施策の推進体制の整備等(第 27 条・第 28 条)
第 6 章	北九州市環境審議会(第 29 条)
	付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市民一人ひとりが、かつての激甚な公害を克服した経験を活かしつつ、自然、他の地域及び将来の世代と関わりながら生活しているという認識の下、多様化し、地球全体に広がる環境問題に取り組み、持続的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下同じ。)に関する施策の基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うことにより、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他の環境の保全の推進を図ること。
- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力が連携して取り組むこと。

(市の役割)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、施策を策定し、実施するに当たっては、自ら率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷をできる限り低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の役割)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策を明らかにした報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、市民に公表しなければならない。

第2章 環境の保全の総合的推進のための施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する目標

(2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針

(3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 市長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進ちょく状況を点検するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

7 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(具体的な施策との整合性)

第9条 市は、具体的な施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

第2節 基本施策

(施策の策定及び実施における環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に際し、環境の保全について配慮しなければならない。

2 市は、前項の規定により環境の保全について配慮するときは、環境への影響について最新の科学的知見に基づき適正に調査、予測又は評価を行うように努めなければならない。

(調査研究の振興)

第11条 市は、環境の保全に資する調査研究の振興を図るため、調査研究体制の整備、研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の目的を達成するため、国、他の地方公共団体、海外の地域並びに研究機関、事業者及び市民と積極的に連携を図るものとする。

(環境保全協定の締結)

第12条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するためその他この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者と環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する協定を締結することができる。

第3章 環境の保全の個別分野における施策

第1節 環境への負荷の低減のための施策

(廃棄物等の排出抑制等の促進)

第13条 市は、市民及び事業者による廃棄物等の排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化並びに適正処理が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、廃棄物等の排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化並びに適正処理に努めなければならない。

(資源及びエネルギーの効率的な利用の促進)

第14条 市は、市民及び事業者による資源及びエネルギーの効率的な利用並びに太陽熱、太陽光、風力その他の環境への負荷の少ないエネルギー(以下「自然エネルギー」という。)の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、資源及びエネルギーの効率的な利用並びに自然エネルギーの利用に努めなければならない。

3 市は、資源及びエネルギーの効率的な利用に資するため、耐久性、断熱性等に優れ、かつ、環境に配慮した建築物を普及させるように努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(環境産業の振興)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発、役務の提供等を行う産業の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(自動車公害対策の推進)

第17条 市は、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の運行に起因する大気の汚染、騒音及び振動(以下「自動車公害」という。)の防止を図るため、関係機関との連携及び協力を図る体制を整備し、自動車公害

の防止に関する施策を総合的に実施するとともに、事業者及び市民による自動車公害の防止に関する自主的な行動を促進するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者及び市民は、効率的な自動車の使用、環境への負荷の少ない自動車の購入等により、事業活動及び日常生活において自動車公害の防止に努めるとともに、市及び関係機関の行う自動車公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(化学物質対策)

第18条 市は、化学物質による環境への影響の未然の防止を図るとともに、化学物質による環境への負荷を低減させるため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 化学物質による環境への影響に関する情報収集及び調査研究
- (2) 化学物質による環境への影響に関する市民の理解を促進させるための措置
- (3) 事業者が行う化学物質の適正な管理及びその排出の抑制を促進するための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業活動により蓄積された有害な化学物質の適正な管理又はその除去を促進するための措置

(自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進)

第19条 市は、多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるとともに、動植物の生育環境等に配慮し、生物の多様性の確保に努めなければならない。

2 市は、市民が自然とふれあうことのできる場の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講じなければならない。

第2節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための施策の推進)

第20条 市は、地球温暖化対策その他の地球環境保全に貢献するための施策を積極的に推進しなければならない。

(環境国際協力の推進)

第21条 市は、地球環境保全その他の環境の保全に関する国際協力を積極的に推進するため、環境の保全に関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市は、地球環境保全その他の環境の保全に関する国際協力の実施に当たり、市民及び事業者がこれまで蓄積した公害の克服その他の環境の保全に関する知識、経験、技術等を積極的に活用できるように必要な措置を講じなければならない。

第4章 市民及び事業者の環境保全活動の促進

(市民参加)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者の参加の機会を確保するに当たり、性別、職業等の違いにより参加の機会の平等が損なわれることのないように努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、市民及び事業者がこれらの情報を共有し、その適切な利用を図ることができるように必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、自ら有する環境の保全に関する情報を積極的に公開するように努めなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第24条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深め、学校、家庭、地域、職場等において、

地域及び対象者に応じた内容及び方法による環境の保全に関する教育及び学習が推進されるように、環境の保全に関する必要な情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第25条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(事業活動に伴う環境への負荷の低減のための取組の促進)

第26条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者による環境管理に関する制度の導入等の取組が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

第5章 施策の推進体制の整備等

(施策の推進体制の整備)

第27条 市は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(国及び地方公共団体との協力)

第28条 市は、市の区域における環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

第6章 北九州市環境審議会

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、北九州市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項に関すること。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

5 委員及び特別委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 特別委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(北九州市環境審議会条例の廃止)

2 北九州市環境審議会条例(平成6年北九州市条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(北九州市環境審議会委員の経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第3項の規定により北九州市環境審議会の委員又は特別委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第29条第5項の規定により北九州市環境審議会の委員又は特別委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日における従前の北九州市環境審議会の委員又は特別委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

北九州市環境審議会規則

平成 12 年 12 月 28 日

規則第 109 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市環境基本条例(平成 12 年北九州市条例第 71 号)第 29 条第 8 項の規定に基づき、北九州市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第 3 条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第 3 項の規定は、部会長に準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(招集)

第 4 条 審議会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(議事)

第 5 条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前 2 項の規定は、部会に準用する。

(関係者の出席等)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

(北九州市環境審議会条例施行規則の廃止)

2 北九州市環境審議会条例施行規則(平成 6 年北九州市規則第 42 号)は、廃止する。

(北九州市環境審議会の会長の経過措置)

3 この規則の施行の際現に従前の北九州市環境審議会の会長である者は、この規則の施行の日に、第 2 条第 1 項の規定により北九州市環境審議会の会長として定められたものとみなす。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成5年10月7日

条例第28号

目次

第1章 総則(第1条 第5条)

第2章 再使用又は再生利用等による廃棄物の減量(第6条 第10条)

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 一般廃棄物の処理(第11条 第20条)

第2節 産業廃棄物の処理(第21条・第22条)

第3節 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧の手續等(第22条の2 第22条の6)

第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務(第23条 第30条)

第5章 地域の清潔の保持等(第31条・第32条)

第6章 手数料等(第33条 第36条)

第7章 雑則(第37条 第39条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(平17条例73・一部改正)

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再使用 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)第2条第5項に規定する再使用をいう。
- (2) 再生利用 循環型社会形成推進基本法第2条第6項に規定する再生利用をいう。
- (3) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じる廃棄物をいう。
- (4) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じる廃棄物をいう。
- (5) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(平17条例73・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市は、廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等によりその運営を能率的に行わなければならない。

3 市は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再使用又は再生利用を推進する等により、廃棄物の減量を図るとともに、事業系廃棄物を自らの責任において、生活環境の保全上支障のない方法により適正に処理しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し市の施策に協力しなければならない。

(平 17 条例 73・一部改正)

(市民の責務)

第 5 条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により廃棄物の再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

第 2 章 再使用又は再生利用等による廃棄物の減量

(平 17 条例 73・改称)

(市の減量義務)

第 6 条 市は、資源化物(市が行う廃棄物の収集において、再使用又は再生利用を目的として分別して収集する物をいう。以下同じ。)の収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(平 9 条例 48・平 17 条例 73・一部改正)

(事業者の減量義務)

第 7 条 事業者は、再使用又は再生利用が可能な物の分別の徹底を図る等再使用又は再生利用を推進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

(平 17 条例 73・一部改正)

(廃棄物の発生抑制等)

第 8 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品、容器等の開発、製品、容器等の修理及び回収体制の確保等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が容易な製品、容器等の開発を行い、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を市民に提供し、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。)及び再生品を利用する等により、再使用又は再生利用に努めなければならない。

(平 13 条例 13・平 17 条例 73・一部改正)

(適正包装の推進)

第 9 条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定する等により、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再使用又は再生利用が可能な容器、包装材等を使用するよう努めるとともに、使用後の容器、包装材等の回収を行う等により、その容器、包装材等の再使用又は再生利用を推進しなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器、包装材等を選択することができるよう努めるとともに、市民が容器、包装材等を不用とし、又はその返却をするときは、その回収等に努めなければならない。

(平 17 条例 73・一部改正)

(市民の減量義務等)

第 10 条 市民は、再使用又は再生利用が可能な物の分別を行うとともに、集団資源回収その他の再使用又は再生利用を推進するための自主的な活動を企画し、又は当該活動に参加し、若しくは協力する等により廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

2 市民は、商品の選択に当たっては、当該商品の内容及び包装、容器等が廃棄物となった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(平 17 条例 73・一部改正)

第3章 廃棄物の適正処理

第1節 一般廃棄物の処理

(処理の計画)

第 11 条 市長は、法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、これを告示するものとする。

2 前項の一般廃棄物処理計画に重要な変更が生じたときは、その都度告示するものとする。

(処理)

第 12 条 市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭廃棄物の収集、運搬及び処分を行わなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

3 前 2 項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(平 16 条例 32・一部改正)

(適正処理困難物の指定等)

第 13 条 市長は、製品、容器等で廃棄された場合にその適正な処理が困難となるものを適正処理困難物として指定することができる。

2 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、その回収等の措置を講ずるよう要請することができる。

(計画遵守義務者)

第 14 条 土地又は建物の占有者(占有者がいないときは、管理者とする。以下この章及び第 37 条において「占有者」という。)は、その土地又は建物内の家庭廃棄物を集め、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。

2 占有者は、家庭廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、家庭廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

(排出禁止物)

第 15 条 占有者は、市長が行う家庭廃棄物の収集に際して、次に掲げる物を排出してはならない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 特別管理一般廃棄物
- (6) 前各号に定めるもののほか、市が行う処理に著しい支障を及ぼす物

(改善命令等)

第 16 条 市長は、占有者が前 2 条の規定に違反していると認めるときは、当該占有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業者の処理)

第 17 条 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第 12 条第 3 項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(改善命令等)

第 18 条 市長は、事業者が前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の受入れの拒否)

第 19 条 事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。次項及び第 22 条において同じ。)は、事業系一般廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の受入基準に従わないときは、当該事業者の事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(準用)

第20条 第12条第1項及び第14条から第16条までの規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

第2節 産業廃棄物の処理

(市が処理する産業廃棄物)

第21条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物とあわせて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処分に支障がないと認める物とする。

2 前項の産業廃棄物は、市長が定めて告示するものとする。

(平15条例36・一部改正)

(産業廃棄物の受入れの拒否)

第22条 事業者は、産業廃棄物を市長が指定する処理施設に運搬するときは、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、事業者が前項の受入基準に従わないときは、当該事業者の産業廃棄物の受入れを拒否することができる。

第3節 市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査の結果の縦覧の手続等

(平10条例43・追加)

(対象施設の種類)

第22条の2 法第9条の3第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による同条第1項に規定する調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「調査書」という。)の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「対象施設」という。)の種類は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設

(2) 政令第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場

(平10条例43・追加)

(調査書等の縦覧)

第22条の3 市長は、調査書を作成したときは、規則で定めるところにより、調査書を公衆の縦覧に供する旨を告示し、告示の日から1月間、次に掲げる場所において公衆の縦覧に供するものとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 市長は、調査書を公衆の縦覧に供するときは、法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類を併せて公衆の縦覧に供するものとする。

(平10条例43・追加)

(意見書の提出)

第22条の4 前条第1項の規定による告示があったときは、対象施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

2 前項の意見書の提出先は、次のとおりとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

(平10条例43・追加)

(環境影響評価との関係)

第22条の5 対象施設の設置又は変更に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、前2条に定める手続を経たものとみなす。

(1) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を作成したとき。

(2) 北九州市環境影響評価条例(平成10年北九州市条例第11号)の規定により環境影響評価書(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)を作成したとき。

(平10条例43・追加)

(他の市町村との協議)

第22条の6 市長は、生活環境影響調査を実施した地域に他の市町村の区域が含まれているときは、当該区域を管轄する市町村の長に、調査書及び法第8条第2項第2号から第9号までに掲げる事項を記載した書類(以下「調査書等」という。)の写しを送付し、調査書等の縦覧及び意見書の提出の手続の実施について協議するものとする。

(平10条例43・追加)

第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務

(事業用大規模建築物の所有者等の減量義務等)

第23条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの(以下「事業用大規模建築物」という。)の所有者又は大量に事業系廃棄物を排出する事業所で規則で定めるもの(以下「大量排出事業所」という。)の事業者は、再使用又は再生利用を推進する等により当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用大規模建築物の占有者は、事業系廃棄物の減量に関し、当該事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物管理責任者)

第24条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を行わせるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも、同様とする。

(計画書の提出)

第25条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から発生する事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書を作成し、毎年1回、市長に提出しなければならない。当該計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なく、変更した事項を市長に届け出なければならない。

(平17条例73・一部改正)

(廃棄物の保管場所の設置)

第26条 事業用大規模建築物の所有者又は大量排出事業所の事業者は、当該事業用大規模建築物若しくは当該大量排出事業所又はこれらの敷地内に、規則で定める基準に従い、再使用又は再生利用の対象となる廃棄物及びその他の廃棄物を分別して保管する場所を設置するよう努めなければならない。

(平17条例73・一部改正)

第27条 事業用大規模建築物を建設しようとする者(以下「事業用大規模建築物の建設者」という。)は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合においては、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 事業用大規模建築物の建設者は、当該事業用大規模建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再

使用又は再生利用の対象となる廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(平 17 条例 73・一部改正)

(改善勧告)

第 28 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者が第 23 条第 1 項、第 24 条及び第 25 条のいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が第 27 条第 1 項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者若しくは当該大量排出事業所の事業者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第 29 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平 8 条例 5・一部改正)

(受入れの拒否)

第 30 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 1 項の規定による公表の後において、なお、第 28 条の規定による勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規模建築物又は当該大量排出事業所から排出される事業系廃棄物の市の処理施設への受入れを拒否することができる。

第 5 章 地域の清潔の保持等

(公共の場所の清潔の保持等)

第 31 条 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項の公共の場所の管理者は、その管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

(土地の管理)

第 32 条 土地を所有し、占有し、又は管理する者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられることのないように適正に管理しなければならない。

2 市長は、土地所有者等が前項の規定に違反している場合において、当該土地の周囲の住民の生活を著しく害していると認めるときは、当該土地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

第 6 章 手数料等

(一般廃棄物処理手数料)

第 33 条 市は、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、別表第 1 に定める処理手数料を徴収する。

2 前項の手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 12 条例 24・一部改正)

(手数料の減免)

第 34 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(産業廃棄物の処理費用)

第 35 条 市は、法第 13 条第 2 項の規定により、産業廃棄物の処分に関し、別表第 2 に定める処理費用を徴収する。

2 第 33 条第 2 項及び前条の規定は、前項の処理費用の徴収について準用する。

(平 12 条例 24・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業の許可等の申請手数料)

第36条 一般廃棄物収集運搬業の許可等を受けようとする者は、別表第3に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

第7章 雑則

(報告の徴収等)

第37条 市長は、法第18条に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者、事業者その他必要と認める者に対し、廃棄物の減量及び処理に関し必要な報告を求め、又は指示をすることができる。

(立入検査)

第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

(北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する条例の廃止)

2 北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する条例(昭和43年北九州市条例第18号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に旧条例の規定によってした手続その他の行為は、この条例中これらに相当する規定があるときは、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 第33条から第35条まで、別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

5 第36条及び別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成8年北九州市条例第4号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成8年7月1日)

付 則(平成9年3月31日条例第13号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成9年12月12日条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年10月2日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3章第2節の次に1節を加える改正規定(第22条の5に係る部分に限る。)は、平成11年6月12日から施行する。

付 則(平成 11 年 3 月 31 日条例第 16 号)

この条例は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 29 日条例第 24 号)

この条例中第 33 条第 1 項の改正規定及び別表第 3 の改正規定は平成 12 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 33 条第 1 項の改正規定(「市長」を「市」に改める部分に限る。)、第 35 条第 1 項の改正規定、別表第 1 のごみ処理手数料の市長が指定する場所に自ら搬入する場合の項の改正規定(「建設廃材」を「がれき類」に改める部分に限る。)、同表の備考の改正規定及び別表第 2 の埋立処理費用(市長が指定する埋立処分場に自ら搬入する場合)の不燃性産業廃棄物の項の改正規定(「建設廃材」を「がれき類」に改める部分及び「、ゴムくず又は廃石綿」を「又はゴムくず」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

付 則(平成 13 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 15 年 6 月 19 日条例第 36 号)

この条例は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 21 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成 15 年 10 月 10 日条例第 54 号)

この条例は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 6 月 22 日条例第 32 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後になされる廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前になされた廃棄物の処理に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

付 則(平成 17 年 12 月 6 日条例第 73 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 18 年 9 月 27 日条例第 46 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 19 年規則第 2 号で平成 19 年 2 月 20 日から施行)

別表第1(第33条関係)(平9条例13・平9条例48・平11条例16・平12条例24・平15条例36・平16条例32・平17条例73・平18条例46・一部改正)

種別	取扱区分		単位	金額			
ごみ処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	定期的に行うもの	家庭ごみ	市長が指定する大袋(容量が45リットル相当のもの)1袋につき	50円		
				市長が指定する中袋(容量が30リットル相当のもの)1袋につき	33円		
				市長が指定する小袋(容量が20リットル相当のもの)1袋につき	22円		
				市長が指定する特小袋(容量が10リットル相当のもの)1袋につき	11円		
				資源化物(市長が別に定めるものを除く。)	市長が指定する大袋(市長が別に定める資源化物の処理に用いるもので容量が45リットル相当のもの)1袋につき	20円	
				市長が指定する小袋(容量が25リットル相当のもの)1袋につき	12円		
			臨時的に行うもの	粗大ごみ	一般収集	重量、形状、処理の困難性等を勘案し、1,000円以内で市長が定める額	
		特別収集			一般収集におけるごみ処理手数料として市長が定める額に500円を加えた額		
		上記以外のもの		家庭廃棄物	100キログラム又はその端数ごとに	2,300円	
				事業系一般廃棄物	100キログラム又はその端数ごとに	2,600円	
	市長が指定する場所に自ら搬入する場合	焼却施設又は破砕施設に搬入するとき	10キログラム又はその端数ごとに	100円			
		埋立処分場に搬入するとき	がれき類	100キログラム又はその端数ごとに	300円		
			上記以外のもの	100キログラム又はその端数ごとに	500円		
し尿処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	人員によるもの		1月1人につき	350円		
		くみ取り量によるもの(人員により難しい場合に限る。)		50リットルにつき	400円		
		市長が指定する場所に自ら搬入する場合		50リットルにつき	40円		
犬、猫等動物の死体処理手数料	市が収集し、運搬し、及び処分する場合	市長が指定する場所に自ら搬入する場合		1個につき	1,000円		
		市長が指定する場所に自ら搬入する場合		1個につき	400円		

備考

- 1 家庭ごみとは、市が定期的に収集する一般廃棄物のうち資源化物以外のものをいう。
- 2 一般収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、市の指定する場所に持ち出された粗大ごみを収集することをいい、特別収集とは、一般廃棄物処理計画で定めるところにより、高齢者、障害者その他の者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集することをいう。
- 3 がれき類とは、工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物をいう。別表第2において同じ。

別表第2(第35条関係)(平9条例13・平10条例43・平12条例24・平16条例32・一部改正)

種別	取扱区分		単位	金額
焼却破砕処理費用(市長が指定する焼却施設又は破砕施設に自ら搬入する場合)	可燃性産業廃棄物		10キログラム又はその端数ごとに	100円
埋立処理費用(市長が指定する埋立処分場に自ら搬入する場合)	不燃性産業廃棄物	がれき類	100キログラム又はその端数ごとに	300円
		燃え殻、汚泥、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、鋳さい、ばいじん又は政令第2条第13号に規定する廃棄物	100キログラム又はその端数ごとに	500円
		廃プラスチック類又はゴムくず	100キログラム又はその端数ごとに	800円

別表第3(第36条関係)(平12条例24・平13条例13・平15条例54・一部改正)

種別	金額	
(1)法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可(同条第2項の規定による更新を含む。)	1件につき 1万円	
(2)法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可(同条第7項の規定による更新を含む。)	1件につき 1万円	
(3)法第7条の2第1項の項定による一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき 1万円	
(4)法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 13万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 11万円
(5)法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 12万円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 10万円
(6)法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	1件につき 7万円	
(7)法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可	1件につき 7万円	
(8)法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可	1件につき 8万1,000円	
(9)法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	1件につき 7万3,000円	
(10)法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可	1件につき 10万円	
(11)法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新	1件につき 9万4,000円	
(12)法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可	1件につき 7万1,000円	
(13)法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき 9万2,000円	
(14)法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可	1件につき 8万1,000円	
(15)法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新	1件につき 7万4,000円	
(16)法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可	1件につき 10万円	
(17)法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新	1件につき 9万5,000円	
(18)法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可	1件につき 7万2,000円	
(19)法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可	1件につき 9万5,000円	
(20)法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 14万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 12万円
(21)法第15条の2の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 13万円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	1件につき 11万円
(22)法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	1件につき 7万円	
(23)法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可	1件につき 7万円	
(24)浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可	1件につき 1万円	
(25)第1号から第3号まで又は前号の許可を受けて交付された許可証の再交付	1件につき 1,000円	
(26)法又は浄化槽法に基づく施設及び運搬器材の検査等	1件につき 1,000円	
(27)前号の検査等を受けて交付された検査済証の再交付	1件につき 100円	

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

平成6年3月29日

規則第13号

目次

第1章	総則(第1条)
第2章	一般廃棄物(第2条 第10条の2)
第3章	産業廃棄物(第11条・第12条)
第4章	事業用大規模建築物の所有者等の責務(第13条 第22条)
第5章	浄化槽(第23条 第26条)
第6章	手数料等(第27条・第28条)
第7章	雑則(第29条 第31条)
	付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年北九州市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般廃棄物

(事業者が排出する多量の一般廃棄物の範囲)

第2条 廃掃法第6条の2第5項の多量の一般廃棄物とは、1日の平均排出量が50キログラム以上の一般廃棄物とする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第3条 条例第12条第3項の規則で定める一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条及び第4条の2各号に掲げる基準によるものとする。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第4条 条例第19条第1項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 市の区域内において発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 有害性のある物
- イ 特別管理一般廃棄物
- ウ 引火性のある物
- エ 液状の物
- オ 粉末状又はか粒状で飛散するおそれのある物
- カ 焼却施設にあつては、焼却に適さない物
- キ 埋立処分場にあつては、著しく悪臭又は刺激臭を発生する物
- ク その他市の処理施設の管理運営に支障を及ぼすおそれのある物

(2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、再使用又は再生利用の促進及び市の処理施設の適正な管理運営のために

市長が別に定める基準に適合するものであること。

(平 16 規則 83・平 18 規則 71・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第 5 条 廃掃法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者及び同条第 6 項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 収集、運搬又は処分の区別
- (4) 事務所及び事業場の所在地
- (5) 事業の区域
- (6) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (8) 事業開始年月日
- (9) 従業員の数
- (10) 処理料金

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 事業場及び事業の用に供する施設の設置場所の付近の見取図
- (2) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為の謄本及び登記事項証明書)
- (3) 申請者が廃掃法第 7 条第 5 項第 4 号イからへまで及びチからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (4) 従業員名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 前 2 項の規定は、廃掃法第 7 条第 2 項又は第 7 項の規定による許可の更新を受けようとする者について準用する。

(平 15 規則 95・平 17 規則 6・一部改正)

(変更の許可等)

第 6 条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、廃掃法第 7 条の 2 第 1 項の規定により前条第 1 項第 2 号に定める事項の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 許可年月日及び許可番号
- (3) 変更の内容及び理由並びに変更予定年月日
- (4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- (5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (6) 従業員の数
- (7) 変更に係る処理料金

2 前条第 2 項の規定は、前項の申請書について準用する。

(平 12 規則 30・一部改正)

第 7 条 削除

(平 12 規則 30)

(許可の取消し等)

第 8 条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、廃掃法第 7 条の 3 の規定により、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 廃掃法若しくは廃掃法に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。)をしたとき、又は他

人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が廃掃法第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

(3) 廃掃法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

2 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、廃掃法第7条の4第1項の規定により、その許可を取り消さなければならない。

(1) 廃掃法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前項第1号に該当し情状が特に重いと、又は同項の規定による処分違反したとき。

3 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が第1項第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、廃掃法第7条の4第2項の規定により、その許可を取り消すことができる。

(平12規則30・平15規則95・一部改正)

(事業の運営状況の報告)

第9条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎月の事業の運営状況について当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理状況等の報告)

第10条 一般廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の毎月の維持管理の状況について、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平12規則30・一部改正)

(生活環境影響調査の調査書の縦覧の告示)

第10条の2 条例第22条の3の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第22条の2に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)の名称

(2) 対象施設の設置の場所

(3) 対象施設の種類

(4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類

(5) 対象施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)

(6) 条例第22条の2に規定する生活環境影響調査を実施した項目

(7) 条例第22条の2に規定する調査書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間

(8) 条例第22条の4第1項に規定する意見書の提出要領、提出先及び提出期限

(平10規則79・追加)

第3章 産業廃棄物

(産業廃棄物の受入基準)

第11条 条例第22条第1項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 条例第21条第2項の規定により告示された産業廃棄物であること。

(2) 産業廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第6条第1項に規定する産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、再使用又は再生利用の促進及び市の処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める基準に適合するものであること。

(平12規則30・平16規則83・平18規則71・一部改正)

(産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請等)

第12条 廃掃法第14条第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第6

項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者、廃掃法第14条の4第1項の規定により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者及び同条第6項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下この条において「施行規則」という。)第9条の2第1項及び第2項、第10条の4第1項及び第2項、第10条の12並びに第10条の16に規定する書類のほか、市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、廃掃法第14条の2第1項の規定によりその事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、施行規則第10条の9に規定する書類のほか、前項の規定により市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、廃掃法第14条の5第1項の規定によりその事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、施行規則第10条の22に規定するもののほか、第1項の規定により市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(平15規則95・一部改正)

第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務

(事業用大規模建築物)

第13条 条例第23条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物とする。

(大量排出事業所)

第14条 条例第23条第1項の規則で定める大量に事業系廃棄物を排出する事業所(以下「大量排出事業所」という。)は、市の処理施設を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業所でその搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上であるものとする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第15条 条例第24条の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物又は大量排出事業所(以下「事業用大規模建築物等」という。)ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物等の所有者又は事業者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第24条の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届により行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(再使用又は再生利用に関する計画書の作成及び提出)

第16条 条例第25条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の作成は、年度(4月1日から翌年3月31日までとする。)ごとに行うものとする。

2 条例第25条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の提出は、別に定める様式により、毎年5月31日までに行うものとする。

(平18規則71・一部改正)

(廃棄物保管場所の設置基準)

第17条 条例第26条及び第27条第1項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(2) 廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
(3) 廃棄物が飛散し、流失し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないように必要な措置を講ずること。

(4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等について必要な措置を講ずること。

(6) 保管場所には、保管物の種類、保管方法及び保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(再使用等対象物保管場所の設置基準)

第 18 条 条例第 26 条及び条例第 27 条第 2 項の規則で定める再使用又は再生利用の対象となる廃棄物(以下「再使用等対象物」という。)の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 再使用等対象物とその他の廃棄物の保管場所は明確に区分し、廃棄物から生ずる汚水等により再使用等対象物が汚染されないようにすること。

(2) 再使用等対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(3) 再使用等対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(4) 再使用等対象物が飛散し、又は雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。

(5) 保管場所には、再使用等対象物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(平 18 規則 71・一部改正)

(廃棄物保管場所の設置届)

第 19 条 条例第 27 条第 1 項の規定による届出は、廃棄物保管場所設置届により、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条第 1 項の規定による当該事業用大規模建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

(改善勧告)

第 20 条 条例第 28 条の規定による勧告は、書面により行うものとする。

(公表)

第 21 条 条例第 29 条第 1 項の規定による公表は、事業用大規模建築物等の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名、勧告の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(受入れの拒否)

第 22 条 市長は、条例第 30 条の規定により市の施設への事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第 5 章 浄化槽

(浄化槽清掃業の許可の申請)

第 23 条 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和 59 年厚生省令第 17 号)第 10 条第 2 項第 5 号に定める市長が必要と認める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

(1) 従業員の数及び従業員名簿

(2) 浄化槽の清掃に係る料金

(3) 事業計画書

(平 12 規則 106・一部改正)

(工事完了等の届出)

第 24 条 浄化槽法第 5 条第 1 項の規定により浄化槽の設置等の届出をした者は、当該届出に係る浄化槽の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。当該浄化槽を廃止したときも

同様とする。

(浄化槽の水質検査)

第 25 条 処理対象人員が 500 人以下の浄化槽の浄化槽管理者は、処理対象人員が 101 人以上 500 人以下のものにあっては毎年 2 回以上、処理対象人員が 100 人以下のものにあっては毎年 1 回以上市長が別に定める検査項目についての放流水の水質検査を市長が指定する者から受け、その結果を検査を受けた日から 15 日以内に市長に報告するよう努めなければならない。

(平 12 規則 30・一部改正)

(許可の取消し等)

第 25 条の 2 市長は、浄化槽清掃業者が次の各号のいずれかに該当するときは、浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により、その許可を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(2) 浄化槽法又は同法の規定に基づく処分に違反したとき。

(平 15 規則 95・追加)

(準用規定)

第 26 条 第 9 条の規定は浄化槽清掃業者に、第 10 条の規定は浄化槽管理者について準用する。この場合において、第 9 条中「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「廃掃法」とあるのは「浄化槽法」と、第 10 条第 1 項中「一般廃棄物処理施設の設置者」とあるのは「浄化槽管理者」と、「施設」とあるのは「浄化槽」と読み替えるものとする。

(平 12 規則 30・平 15 規則 95・一部改正)

第 6 章 手数料等

(手数料の徴収方法等)

第 27 条 条例第 33 条第 2 項の規則で定める一般廃棄物処理手数料の徴収方法等については、別表のとおりとする。

(処理の費用)

第 28 条 条例第 35 条第 1 項の産業廃棄物の処理に要する費用は、搬入の都度徴収する。ただし、継続的に搬入するときは、1 月ごとにまとめて徴収することができる。

第 7 章 雑則

(身分を示す証明書)

第 29 条 条例第 38 条第 2 項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(申請書等の様式)

第 30 条 廃掃法、浄化槽法、条例及びこの規則で必要とする申請書等の様式は、別に環境局長が定める。

(委任)

第 31 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

(北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する規則の廃止)

2 北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する規則(昭和 60 年北九州市規則第 55 号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によってした手続きその他の行為は、この規則中これらに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 別表の規定は、この規則の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 10 年 6 月 26 日規則第 61 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成 10 年 10 月 2 日規則第 79 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 12 年 3 月 29 日規則第 30 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 11 条第 2 号の改正規定及び別表のごみ処理手数料の定期的に収集するごみ及び粗大ごみの処理に係るものの項備考の欄第 2 項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成 12 年 12 月 22 日規則第 106 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則(平成 15 年 11 月 28 日規則第 95 号)

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 10 月 27 日規則第 83 号)

この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

付 則(平成 17 年 3 月 1 日規則第 6 号)抄

この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

付 則(平成 18 年 6 月 30 日規則第 71 号)抄

この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

別表(第 27 条関係)(平 10 規則 61・平 12 規則 30・平 18 規則 71・一部改正)

種別		期別	算定期間	納入期限	備考
ごみ処理 手数料	定期的に 収集する ごみ及び 粗大ごみ の処理に 係るもの			その都度	<p>1 手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条に基づき収納を委託された者に納付するものとする。</p> <p>2 定期的に収集するごみには、手数料納付の際交付を受けた市長が指定する袋を使用するものとする。</p> <p>3 粗大ごみには、手数料納付の際交付を受けた市長が別に定める粗大ごみ処理手数料納付券を添付するものとする。</p> <p>4 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
	上記以外 のもの			その都度	市長が指定する施設に自ら搬入する場合において、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。
し尿処理手数料		第1期	2月1日から3月31日まで	算定期間 の翌月の 末日	<p>1 市長が指定する施設に自ら搬入する場合は、その都度徴収する。ただし、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。</p> <p>2 し尿処理手数料のうち、人員により算定するものについては、期の途中でし尿収集を開始したとき若しくは停止したとき又は人員数に異動があったときは当該期の翌期から更正する。</p> <p>3 し尿処理手数料を離島の自治会等に収納委託する場合は、市長が別に定める。</p>
		第2期	4月1日から5月31日まで		
		第3期	6月1日から7月31日まで		
		第4期	8月1日から9月30日まで		
		第5期	10月1日から11月30日まで		
		第6期	12月1日から1月31日まで		
犬、猫等動物の死体 処理手数料				その都度	

別記様式(第 29 条関係)

(表 面)

		第 号
立 入 検 査 員 証		
所 属		写 真
職 名		
氏 名		
年 月 日 生		
<p>上記の者は、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 38 条第 1 項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>		
有効期限	年 月 日 発行	
	年 月 日 まで	
		北九州市長 印

(日本工業規格 A7)

(裏 面)

<p>北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(抜粋)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第 38 条 市長は、法第 19 条第 1 項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>

北九州市告示第107号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により、平成19年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）第11条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成19年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

平成19年度一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の区分

(1) ごみ

ア 市の施設で処分するもの

区 分	廃 棄 物 の 内 容
家庭ごみ	家庭から排出される日常生活に伴って生ずる生ごみ、プラスチック類及び紙くず並びにこれらと質的に同等に取り扱得るもの 家庭の住居と事業所が建物の構造上一体で、家庭から排出されるものと事業活動に伴って排出される産業廃棄物以外のものと区別が難しく、家庭並みのごみ量の事業所から排出される産業廃棄物以外のもの
資源化物	家庭から排出されるかん、びん、ペットボトル、紙製の容器包装（飲料を充てんするための容器（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）に限る。以下「紙パック」という。）及び発泡スチロール製食品用トレイ（以下「トレイ」という。）
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	家庭から排出される家具、寝具、電化製品、厨房器具、自転車等で、家庭ごみ及び資源化物として収集しないもの 引越し等に伴い一時的に多量に家庭から排出されるもの
動物の死体	犬、猫等小動物の死体
その他	環境保全上処理を必要とする不法投棄ごみ等
自己搬入ごみ（資源化可能な紙くず、木くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。）	事業活動に伴って排出される家庭ごみ及び粗大ごみと同等の性状のごみで、家庭から排出されるごみの処理に支障のない質及び量のもののうち、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの 家庭から排出される資源化物以外のごみで、許可業者又は排出者自らが収集運搬するもの

注 特定家庭用機器廃棄物とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に定めるものをいう。以下同じ。

イ 許可業者の施設で処分するもの

区 分	廃 棄 物 の 内 容
許可業者処理 ごみ	別に定める処理区域で排出される可燃性のごみであって、許可業者により焼却されるごみ 事業所から排出されるリサイクル後の可燃性の残さで、許可業者により焼却されるごみ 再利用可能な廃木材及び剪定枝で、許可業者によりチップ化されるごみ 家庭から排出される蛍光管で、許可業者により再資源化されるごみ 家庭から排出される家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）で許可業者により再資源化されるごみ 家庭から排出されるトレイで許可業者により再資源化されるごみ 家庭及び事業所から排出される紙くずで許可業者により再資源化されるごみ 家庭及び事業所から排出されるかん、びん及びペットボトルであって許可業者により再資源化されるごみ

ウ 製造業者等の再資源化施設で処分するもの

区 分	廃 棄 物 の 内 容
特定家庭用機 器廃棄物	家庭から排出される、又は事業活動に伴って排出されるユニット形エアコンディショナー（ウインド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）、テレビジョン受信機（ブラウン管式のものに限る。）、電気冷蔵庫、電気冷凍庫及び電気洗濯機

エ 市が処理委託した再資源化業者の施設で処分するもの

区 分	廃 棄 物 の 内 容
資源化物	家庭から排出される蛍光管 家庭から排出されるプラスチック製容器包装 家庭から排出される小型の金属類（但し、粗大ごみとして定めているものを除く。以下「小物金属」という。）

(2) し尿

区 分	廃 棄 物 の 内 容
市収集し尿	家庭から排出されるし尿で収集が必要なもの 事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもののうち、計画収集が可能なもの
自己搬入し尿	事業活動に伴って排出されるし尿で収集が必要なもの

(3) 浄化槽汚泥

区 分	廃 棄 物 の 内 容
浄化槽汚泥	浄化槽汚泥

2 計画処理の概要

区 分		計 画 処 理 量
ご み	市収集ごみ	265,090t
	自己搬入ごみ	181,000t
	許可業者処理ごみ	67,980t
	動物の死体	10,000個
し 尿	市収集し尿	16,000kl
	自己搬入し尿	12,000kl
浄化槽汚泥		14,000kl

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他

3 処理計画

(1) ごみの排出抑制・再使用・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 家庭ごみの指定袋制度の実施

家庭ごみ収集の指定袋制度を実施し、家庭ごみの排出抑制を図る。

(イ) 資源化物の指定袋制度の実施

資源化物（市長が別に定めたものを除く）収集の指定袋制度を実施し、資源化物の排出抑制及び分別促進を図る。

(ウ) 古紙リサイクルの促進

家庭から排出される古紙の回収を促進するため、集団資源回収団体支援事業（奨励金制度）を行うとともに、保管庫貸与制度の活用、新聞販売店方式の拡大、さらには地域の実情に応じた回収促進策の実施などにより、集団資源回収活動の活性化及び回収率の向上を図る。

また、事業所から排出される古紙については、オフィス町内会での古紙回収や商店街単位の回収拠点の設置などにより、事業者としての集団資源回収を促進する。

(エ) 生ごみリサイクルの促進

家庭から排出される生ごみの資源化・減量化を推進するため生ごみコンポスト化容器や、電気式生ごみ処理機の購入者に助成を行う。

また、地域団体が行う生ごみコンポスト化活動について、必要な物資の貸与等の支援を行う。

(オ) 適正包装の促進

簡易包装の普及やマイバック運動の展開を通じて、過剰包装を抑制するなど、適正包装を推進する。

(カ) 事業系一般廃棄物の資源化・減量化の促進

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年北九州市条例第28号）に基づき、排出事業者に対し、ごみの資源化・減量化に関する指導を徹底し、事業系一般廃棄物の資源化・減量化を促進する。

a 事業所戸別訪問によるごみ減量化指導

b 古紙、かん、びん及び廃木材等資源物のリサイクルの促進

- c 「ごみ資源化・減量化講習会」の開催
 - d 資源化・減量化に積極的に取り組んでいる事業所（団体）に対する表彰
 - e オフィス町内会の組織化の促進
 - f 市場及び商店街から排出されるごみの資源化・減量化の促進
 - g 市役所内から排出されるごみの資源化・減量化の徹底
 - h 廃木材・剪定枝のチップ化工場への誘導
- (キ) 排出抑制に関する市民・事業者に対する広報活動の実施
- a 環境ミュージアムの活用
 - b 「環境トーク」の実施
 - c エコショップ認定店の拡大及び市民への広報活動の推進
 - d リサイクルプラザ及びエコライフプラザの運営
 - e ホームページの活用
 - f 環境情報誌「かえるプレス」の定期発行
 - g 「大都市減量化・資源化共同キャンペーン」の実施
 - h 「空き缶プレスカー」の活用
 - i 市民リサイクル啓発用ビデオの活用
 - j 市民向け環境ガイドブックの発行
 - k ごみ処理施設等の施設見学の受入れ
 - l その他、市民等がごみ問題に取り組むために必要な広報活動及び情報提供

イ 再使用の方法及び量

再 使 用 の 方 法	計画処理量
粗大ごみや引越ごみとして排出される自転車のうち、リユース可能なものについて、市民に提供する	180台
粗大ごみや引越ごみとして排出される家具のうち、リユース可能なものについて、市民に提供する	1,080点

ウ 再資源化の方法及び量

再 資 源 化 の 方 法	計画処理量
新門司工場に搬入されるごみを熔融処理した後にスラグ及びメタルを回収し、再資源化業者に引き渡す	スラグ 18,000t
	メタル 5,400t
日明工場（粗大ごみ資源化センター）に搬入されるごみの中から鉄及びタイヤを回収し、再資源化業者に引き渡す	鉄 1,650t タイヤ 20t
事業活動に伴って排出される廃木材及び剪定枝をチップ化し、再資源化する	25,000t
資源化物のうち、かん、びん及びペットボトルを選別し、再資源化業者に引き渡す	15,250t
資源化物のうち、プラスチック製容器包装を選別し、再資源化業者に引き渡す	12,650t
資源化物のうち、紙パック及びトレイを再資源化業者に引き渡す	630t

資源化物のうち、蛍光管を再資源化業者に引き渡す	100t
資源化物のうち、小物金属を再資源化業者に引き渡す	560t
粗大ごみのうち、パソコン等を再資源化業者に引き渡す	80t
家庭から排出される剪定枝を再資源化業者へ引き渡す	90t

エ 再資源化関連施設の概要

施設名	処理する者	再資源化対象物	所在地	処理方式	処理能力
新門司工場	市	紙パック及びびトレイ	門司区新門司三丁目79番地	ストックヤード	90㎡
日明工場 (粗大ごみ資源化センター)	市	鉄	小倉北区西町96番地02	クロスベルト角型電磁式	6t/1時間
日明かんびん資源化センター	市	かん、びん及びびペットボトル	小倉北区西町96番地02	アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式 スチール缶の選別 クロスベルト角型電磁式 びん及びびペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	52.5t/5時間
		紙パック及びびトレイ	小倉北区西町96番地02	ストックヤード	
日明リサイクルプラザ	市	粗大ごみのうち、再使用可能なもの	小倉北区西町96番地02	修理スペース 展示スペース	130㎡ 200㎡
本城かんびん資源化センター	市	かん、びん及びびペットボトル	八幡区副町7番10号	アルミ缶の選別 永久磁石回転プーリー式 スチール缶の選別 電磁永磁併用吊り下げ方式 びん及びびペットボトルの手選別 直線ベルトコンベア式	63t/5時間
		紙パック及びびトレイ	八幡区副町7番10号	ストックヤード	

本城リサイクルプラザ	市	粗大ごみのうち、再利用可能なもの 古着、古本及び古CD	八幡区別所7番10号	修理スペース 展示スペース	230㎡ 220㎡
北九州市プラスチック資源化センター	市	プラスチック製容器包装	小倉区西御86番13号	揺動式ふるい 直線ベルトコンベア式	60t/12時間
木材開発株式会社の施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目3番2号	ハンマー式	120t/8時間
太平工業株式会社の施設	許可業者	廃木材	若松区南二島五丁目7番1号	ナイフ式	320t/8時間
ホクザイ運輸株式会社の施設	許可業者	廃木材 剪定枝	小倉区西御72番地の32、33、35、42	ハンマー式	700t/8時間
緑の風有限会社の施設	許可業者	廃木材 剪定枝	門司区白野江1527番地	回転ナイフ式	4.5t/8時間
梅崎礦業株式会社の施設	許可業者	廃木材	門司区新門3丁目67番6号	回転ナイフ式	2t/8時間
株式会社響エコサイトの施設	許可業者	廃木材 剪定枝	若松区響町一丁目62番地の22	ハンマー式	107t/15.5時間
株式会社ジェイ・リライツの施設	許可業者	蛍光管	若松区響町一丁目62番地の17	湿式二軸剪断破砕機 乾式スクリュウ型破砕機	18.3t/12時間
		一次電池	若松区響町一丁目62番地の17	ハンマー式	5.6t/8時間
株式会社リサイクルテックの施設	許可業者	家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	若松区響町一丁目62番地の1	横型一軸剪断式 縦型一軸剪断式	2.4t/8時間
西日本発泡スチロールリサイクル	許可業者	食品用発泡スチロール製トレイ	若松区向洋10番	破砕混合式	0.8t/8時間

株式会社の施設					
株式会社西日本ペーパーリサイクルの施設	許可業者	紙	若松区豊町一丁目62番地	横型ハンマー式 縦型剪断式 油圧プレス式	16t/8時間
有限会社北九州空き缶リサイクルシステムズの施設	許可業者	かん、びん、ペットボトル及び紙コップ	若松区豊町一丁目62番地19	アルミ缶の選別 高磁力回転ドラム方式 スチール缶の選別 吊り下げ磁石方式 びん、ペットボトル及び紙コップの手選別 直線ベルトコンベア式	96t/24時間
株式会社守恒造園建設の施設	許可業者	廃木材 剪定枝	小倉南区徳力四丁目20番地1号	回転ナイフ式	4t/8時間
九州製紙株式会社の施設	許可業者	紙	八幡東区大字前田142番地	パルパー	135t/24時間
光和精鉱株式会社の施設	許可業者	飛灰（ばいじん・燃え殻）	戸畑区大字中原6番地の3	塩化揮発法による山元還元	97t/24時間

(2) 持出し、収集運搬の方法等及び量

ア ごみ

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	持ち出し、収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
家庭ごみ	市	市全域	週2回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前8時30分までに市長が指定する袋に入れて家庭ごみステーションに持ち出す。	223,400t	焼却
資源化物（かん及びびんに限る。）	市	市全域	週1回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日	12,280t	かん及びびん選別処理の後再資源化

				当日の午前 8 時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。		
資源化物（ペットボトルに限る。）	市	市全域	週 1 回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。	2,970t	選別処理の後再資源化
資源化物（プラスチック製容器包装に限る。）	市	市全域	週 1 回	ポリ袋ステーション方式により収集する。排出者は、収集日当日の午前 8 時30分までに市長が指定する袋に入れて資源化物ステーションに持ち出す。	12,650t	選別処理の後再資源化
資源化物（紙パック及びトレイに限る。）	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	630t	選別処理の後再資源化
資源化物（小物金属に限る。）	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	560t	再資源化
資源化物（蛍光管に限る）	市	市全域	随時	拠点回収方式により収集する。排出者は、回収拠点の回収ボックスに投入する。	100t	再資源化
粗大ごみ（特定家庭用機器廃棄物を除く。）	市	市全域	月 1 回 （ただし、引越ごみについては必要に応	戸別収集方式（馬島及び藍島についてはステーション方式）により収集する。 （1）一般収集にあつては、排出者は、一般収集の処理手数	5,000t	(1)焼却 (2)破碎し、鉄類を回収した後焼却 (3)再使用できるものは修繕等の後展示し市民に提供

			<p>じてその都度、また、馬島及び藍島については年6回)</p> <p>料に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入のうえ粗大ごみに明確に分かるように添付して粗大ごみ受付センターから指定された場所に持ち出す。</p> <p>(2) 特別収集にあつては、排出者は、特別収集に見合った額の「北九州市粗大ごみ処理手数料納付券」に氏名又は受付番号を記入のうえ粗大ごみに明確に分かるように添付して、粗大ごみ受付センターの指示に従って、市に引き渡す。</p>			
動物の死体	市、排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	10,000個	焼却
その他	市	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	7,500t	<p>(1) 焼却</p> <p>(2) かん、びん及びペットボトル選別処理の後再資源化</p> <p>(3) 破碎し鉄類を回収した後焼却</p> <p>(4) 埋立て</p>
自己搬入ごみ (資源化可能な紙くず、木くず及び特定家庭用機器廃棄物を除く。)	排出者及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	181,000t	<p>(1) 焼却</p> <p>(2) 破碎し、鉄類を回収した後焼却</p> <p>(3) 埋立て</p>

許可業者処理 ごみ（別に定める処理区域で排出される可燃性のごみに限る。）	排出者 及び許可業者	別に定める区域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	1,100t	(1) 廃木材及び剪定枝については、チップ化により再資源化 (2) その他のものについては焼却
許可業者処理 ごみ（事業所から排出されるリサイクル後の可燃性の残さに限る。）	排出者 及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	24,000t	焼却
許可業者処理ごみ（廃木材及び剪定枝に限る。）	排出者 及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	25,090t	再資源化
許可業者処理ごみ（家庭用電化製品（特定家庭用機器廃棄物を除く）。）	排出者 及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	90t	再資源化
許可業者処理ごみ（トレイに限る。）	排出者 及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	260t	再資源化
許可業者処理ごみ（紙）	排出者 及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	15,000t	再資源化
許可業者処理ごみ（かん、びん及びペットボトルに限る。）	排出者 及び許可業者	市全域	必要に応じてその都度	飛散流出しない方法	2,440t	再資源化

注1 家庭ごみの持出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
大袋	高密度ポリ エチレン	45L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（大） その他市長が指定する文字等	市
中袋	高密度ポリ エチレン	30L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（中） その他市長が指定する文字等	市
小袋	高密度ポリ エチレン	20L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（小） その他市長が指定する文字等	市
特小袋	高密度ポリ エチレン	10L	無色半透明 北九州市家庭ごみ用指定袋（特小） その他市長が指定する文字等	市

2 資源化物（市長が別に定めたものを除く）の持出しに使用する市長が指定する袋

区分	材質	容量	色、文字等	製造者
かん・びん用	高密度ポリ エチレン	25L	無色半透明 北九州市かん・びん用指定袋その 他市長が指定する文字等	市
ペットボトル用	高密度ポリ エチレン	25L	無色半透明 北九州市ペットボトル用指定袋 その他市長が指定する文字等	市
プラスチック製容 器包装用（大袋）	高密度ポリ エチレン	45L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包 装用指定袋（大）その他市長が指 定する文字等	市
プラスチック製容 器包装用（小袋）	高密度ポリ エチレン	25L	無色半透明 北九州市プラスチック製容器包 装用指定袋（小）その他市長が指 定する文字等	市

3 粗大ごみの一般収集及び特別収集の区分

区分	説明
一般収集	粗大ごみ受付センターの指定する場所に持ち出された粗大ごみを収集すること。
特別収集	次項の表に掲げる者で構成される世帯に属する者の求めに応じ、当該世帯の住居から粗大ごみを収集すること。

4 粗大ごみの特別収集の対象者

区分	対象者
高齢者	満65歳以上の者
身体障害者	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
知的障害者	児童相談所又は障害福祉センターにおいて知的障害者との判定を受けている者
精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉法に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
傷病者	傷病又は疾病のため、一時的に体力の低下している者
妊産婦	妊婦又は産後8週間の期間にある者
年少者	満16歳未満の者
その他	その他体力の面から粗大ごみの持ち出しが困難と市長が認める者

5 粗大ごみの特別収集の対象とならない物

- (1) 人手（3人）により持ち出すことができない物
- (2) 取外し作業、解体作業その他特別な作業を行わなければ、持ち出すことができない物

イ し尿・浄化槽汚泥

(ア) 収集運搬、処分の方法及び量

区分	収集する者	収集区域の範囲	収集回数	収集運搬の方法	収集運搬する量	処分の方法
市収集し尿	市	市全域	概ね20日に1回	バキューム車による。	16,000kl	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理
自己搬入し尿	排出者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	12,000kl	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理
浄化槽汚泥	許可業者	市全域	必要に応じてその都度	バキューム車による。	14,000kl	中継施設へ投入後、下水処理場へ圧送し、消化処理

(イ) 中継施設の概要

施設名	所在地	下水処理場への圧送能力
西港し尿圧送所	小倉北区西港町24番地	250kl/日
皇后崎し尿投入所	八幡西区夕原町2番4号	500kl/日

(3) 中間処理

ア 処理施設の概要

施設名	処理する者	処理区分	所在地	処理方式	処理能力
日明工場（粗大ごみ資源化センター）	市	破碎	小倉北区西港町96番地の2	横型回転式及びせん断式	横型回転式 150t/5時間

					せん断式 50t/5時間
新門司工場	市	焼却	門司区新門司三丁目79番地	シャフト式ガス化溶融炉	720t/24時間
日明工場	市	焼却	小倉北区西港町96番地の2	連続燃焼式	600t/24時間
皇后崎工場	市	焼却	八幡西区夕原町2番1号	連続燃焼式（スーパーごみ発電システム）	810t/24時間
株式会社新菱の施設	許可業者	焼却	八幡西区大字熊手2465番地	ロータリーキルン方式	60t/24時間
北九州エコエナジー株式会社の施設	許可業者	焼却	若松区響町一丁目62番地20	ガス化溶融炉	320t/24時間

イ 処理する量

(ア) ごみ

a 破碎

区 分	処 理 す る 量
市収集ごみ	3,670t
自己搬入ごみ	13,000t
計	16,670t

注 市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他
備考 上記以外に直方市の不燃ごみ及び粗大ごみを搬入する。

b 焼却

区 分	処 理 す る 量
市収集ごみ	239,830t
自己搬入ごみ	159,000t
計	398,830t
許可業者処理ごみ	25,100t
動物の死体	10,000個

注 破碎後の残さを含む。市収集ごみは、家庭ごみ、資源化物、粗大ごみ及びその他
備考 上記以外に「直方市」、「行橋市・みやこ町清掃施設組合」及び「遠賀・中間地域広域行政事務組合」の可燃ごみを搬入する。

(イ) し尿

区 分	処 理 す る 量
市収集し尿	16,000kl
自己搬入し尿	12,000kl
計	28,000kl

注 全量を下水処理場で消化処理する。

(4) 最終処分

ア 埋立処分

(ア) 処分場の概要

処分場名	響灘西地区廃棄物処分場
処理する者	市
所在地	若松区大字小竹地先
埋立面積	573,829m ²
全体容量	7,150,000m ³
埋立区域	2区画及び3区画
埋立方法	ブルドーザー等による埋立て整地

(イ) 処分する量

区分	処理する量
市収集ごみ	1,420t
自己搬入ごみ	9,000t
焼却灰	79,770t
計	90,190t

備考 上記以外に「直方市」、「行橋市」及び「みやこ町」の不燃ごみを搬入する。

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準

（北九州市告示第407号）

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則（平成6年北九州市規則第13号）第4条3号及び第11条第3号に規定する市長が別に定める基準は、次のとおりとする。

平成16年11月1日

北九州市長 末 吉 興 一

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の受入基準

1 市の施設の受入基準

（1）一般廃棄物の受入基準

一般廃棄物を焼却工場、資源化センター及び埋立地に搬入するためには、次の全ての項目を満たしたものであること。

なお、特別管理一般廃棄物は除く。

ア 焼却工場、資源化センター

（ア）発生場所が市内であること、又は市長が許可した近隣市町村の搬送する廃棄物であること。

（イ）各工場の搬入規格や条件を守ること。

（ウ）事業系一廃については、家庭系一廃の処理に支障のない量であること。

（エ）再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと。

イ 響灘西地区廃棄物処分場

（ア）発生場所が市内であること、又は市長が許可した近隣市町村の搬送する廃棄物であること。

（イ）処分場の搬入規格や条件を守ること。

（ウ）有害でなく、埋立処分に支障のないものであること。

（エ）不燃性のものであること。

（オ）油分を含んでいないこと。

（2）産業廃棄物の受入基準

産業廃棄物のうち、一般廃棄物と一緒に焼却の可能な品目については、市が指定に基づき、中間処理施設で一般廃棄物と併せて処理できる。

この産業廃棄物を焼却工場及び資源化センター及び埋立地に搬入するためには、次の全ての項目を満たしたものであること。

なお、特別管理産業廃棄物は除く。

ア 焼却工場、資源化センター

（ア）「平成10年北九州市告示第183号」で指定された品目であること。

（イ）発生場所が市内であること。

（ウ）一業者につき、焼却工場と粗大ごみ資源化センターをあわせて一月20t以下

(北九州市告示による。)であること。

(工)各工場の搬入規格や条件を守ること。

(オ)一般廃棄物の処理に支障のないよう、減量化・無害化・安全化等の処置がなされていること。

(カ)搬入する前に、あらかじめ市長の許可を受けていること。(搬入協議)

(キ)再使用又は再生利用が可能な紙くず、木くずではないこと。

イ 響灘西地区廃棄物処分場

(ア)「響灘西地区廃棄物処分場に係る産業廃棄物の処理基準」に該当する品目及び個別的基準に該当していること。

(イ)発生場所が市内であること。

(ウ)処分場の搬入規格や条件を守ること。

(エ)有害でなく、埋立処分に支障のないものであること。

(オ)不燃性のものであること。

(カ)油分を含んでいないこと。

2 工場ごとの搬入規格等

(1) 廃木材等の受入寸法(再使用又は再生利用が可能な廃木材を除く。)

新門司工場	日明工場	粗大ごみ資源化センター	皇后崎工場
長さ 200 cm 以下 直径 20 cm 以下 幅 140 cm 以下	長さ 70 cm 以下 直径 10 cm 以下 幅 25 cm 以下	長さ 200 cm 以下 直径 20 cm 以下 幅 140 cm 以下	長さ 200 cm 以下 直径 20 cm 以下 幅 140 cm 以下

ただし、生木については直径 10 cm 以下。

(2) 柔物類(カーペット・じゅうたん・畳・布団・ベッド・マットレス・毛布等)

日明工場	70 cm 四方に切断すること。 畳は一業者につき、1日10枚まで(1/4に切断すること。)
新門司・皇后崎工場	畳は一業者につき、1日10枚まで
粗大ごみ資源化センター	一業者につき、1日30枚まで

(3) 生ごみ及び動植物性残渣

焼却工場	一業者につき、1日2t以下、一月20tまで
粗大ごみ資源化センター	搬入不可

(4) 廃家電

家電リサイクル法の施行により、洗濯機 テレビ エアコン 冷蔵庫(冷凍庫を含む)の廃家電四品目は日明粗大ごみ資源化センター及び焼却工場に搬入不可

粗大ごみ資源化センター	ガスレンジ ガスストーブ 電気ストーブ 電子レンジ ドライヤーなど	1日10台まで
	家庭用のみ搬入可。業務用電気器具は搬入不可	
焼却工場	搬入不可	

3 響灘西地区廃棄物処分場の搬入規格

種類	受入基準	備考
燃え殻	<ul style="list-style-type: none"> ・熱灼減量 15%以下に焼却したもの ・あらかじめ大気中に飛散しないように必要な措置を講じたもの 	
汚泥	<ul style="list-style-type: none"> ・無機性汚泥（熱灼減量 15%以下のもの） ・含水率 85%以下に脱水したもの 	
廃プラスチック類	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ中空の状態でないようにし、かつ最大径 15cm以下に破砕し、切断したもの 	発泡スチロール等の飛散する恐れのあるものは不可
ゴムくず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径 15cm以下に破砕し、切断したもの 	
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径が 30cm以下に破砕し、切断したもの 	
ガラスくず及び陶磁器くず		
鋳さい		
がれき類		
ばいじん		
政令第 13号廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の前処理の方法により、安定化が確認されたもの 	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記廃棄物に該当しないもの
断熱材・保温材	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径 15cm以下に破砕し、切断したもので、かつ、海水に浮遊しないよう措置を講じたもの 	
廃石膏ボード	<ul style="list-style-type: none"> ・最大径 30cm以下に破砕し、切断したもので、かつ、紙類が付着していないもの 	

4 受入できないもの

(1) 焼却工場

種別	品名
ボンベ類（危険物）	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被覆電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋、
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶磁器くず、ガラス類

廃プラスチック類 (事業者から出た ものに限る(産廃))	プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩 ビ管
大型廃材	畳(各工場の受入寸法以上のもの)、じゅうたん(各工場の受入寸法 以上のもの)、布団(各工場の受入寸法以上のもの)、ベッド、ソフ ァー、大型金庫ロール紙(長さ70cm・直径10cm・幅25c m以上)
その他	医療廃棄物、市外ごみ、再使用及び再生利用が可能な紙くず・木く ず

(2) 粗大ごみ資源化センター

種 別	品 名
ボンベ類(危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料(カセットボンベ)、その他 のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ(全て)、ボイラー、ポンプ・フ ァン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽(ホーロ ー・鋼板製)、電気温水器、ワイヤロープ、業務用電化製品、タイヤ チェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン・クーラー等の室外 機、ドラム缶、空き缶、パイプ類(水道管・電線管等)、バッテリー、 金属製家具類、金属くず(廃家電を除く)、農業機械類
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンベアゴム、ゴム板
廃油薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石膏ボード、 石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、 蛍光管、土管、断熱材
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、 FRP製タンク・ポート等、ホース、ロープ、発泡スチロール、プラス チック
大型廃材	長さ200cm・幅140cm・径20cmをこす木材、直径14 0cmをこす電線用ドラム、金庫、ピアノ、その他の大型で破碎不 適な物
可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテ ープ類、飲食物、その他の可燃物(再使用又は再生利用が可能な紙 くず・木くず等)

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物

(北九州市告示第183号)

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年北九州市条例第28号)第21条の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を次のように定め、平成10年6月17日から施行する。

一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(平成9年北九州市告示第98-2号)は、平成10年6月16日限り廃止する。

平成10年5月18日

北九州市長 末 吉 興 一

市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、事業者自ら処理することが困難と認められ、かつ、市内の事業所から排出されるものであって、別表に掲げるものとする。

別 表

施設の種類	種類	量	備考
粗大ごみ資源化センター	(1) 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))並びに木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。以下同じ。 (2) 金属くず	1月20,000キログラム以下	1 形状等 一般廃棄物の処理に支障がないよう減量化、安全化、無害化その他市長が必要と認める処理をしたものに限る。 2 搬入の制限
焼却工場	(1) 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))並びにパルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷加工業に係るもの並びにポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだものに限る。 (2) 木くず (3) 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。))及び繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの及びポリ塩化ビフェニルが染み込んだものに限る。 (4) 食品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1月20,000キログラム以下	市が行う一般廃棄物の処理に支障を及ぼすと市長が認めた場合は、左の産業廃棄物の全部又は一部について左の施設への搬入を制限することがある。 3 搬入の協議 一般廃棄物の処理に支障がないことが、あらかじめ、市長との協議により確認されたものであること。 4 紙くず、木くずを再使用又は再生利用する事業所からの残渣について 再使用又は再生利用処理後の残渣については、可燃物に限り焼却工場で受入れる。ただし、粗大ごみ資源化センター、焼却工場で受け入れる量が1月2

埋立処分場	(1) 燃え殻 (2) 汚泥 (3) 廃プラスチック類 (4) ゴムくず (5) 金属くず (6) ガラスくず (7) 陶磁器くず (8) 鋳さい (9) 工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (10) ばいじん (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令 300 号) 第 2 条第 13 号に規定する廃棄物		0,000キログラムを超える場合については、市長との協議による。
-------	---	--	----------------------------------

粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料

平成 15 年 7 月 1 日

告示第 301 号

北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成 5 年北九州市条例第 28 号)別表第 1 のごみ処理手数料のうち、粗大ごみの一般収集におけるごみ処理手数料は、次のとおりとする。

粗大ごみの処理手数料(平成 6 年北九州市告示第 9 号)は、廃止する。

1 単位当たりの手数料

種目	品目	単価(円)
電気・ガス・石油器具	アンプ(幅 50cm 未満のもの)	300
	アンプ(幅 50cm 以上のもの)	500
	あんま器	500
	ガスレンジ	300
	カセットデッキ	300
	換気扇	300
	乾燥機(衣類)	500
	乾燥機(食器)	300
	乾燥機(布団)	300
	空気清浄器	300
	こたつ	300
	炊飯器	300
	照明器具	300
	除湿機	300
	ステレオセット(ミニコンポ)	500
	ステレオセット(ミニコンポ以外のもの)	1,000
	ステレオラック	500
	スピーカー(幅 50cm 未満のもの)	300
	スピーカー(幅 50cm 以上のもの)	500
	ストーブ	300
	扇風機	300
	掃除機	300
	チューナー	300
テレビジョン受信機でブラウン管式のものでないもの(20 インチ未満のもの)	500	
テレビジョン受信機でブラウン管式のものでないもの(20 インチ以上 29 インチ未満のもの)	700	

	テレビジョン受信機でブラウン管式のものでないもの(29 インチ以上のもの)	1,000
	電子ピアノ	500
	電子レンジ	300
	パーソナルコンピューター	500
	パネルヒーター	300
	ビデオデッキ	300
	ファンヒーター	300
	プリンター(パーソナルコンピューター用のもの)	500
	プレーヤー	300
	ふるがま	500
	ホットカーペット	300
	ミシン(卓上式のもの)	300
	ミシン(卓上式以外のもの)	500
	もちつき機	300
	湯沸し器	300
	ラジカセ	300
	ワードプロセッサ	300
家具・寝具類	アコーディオンカーテン	300
	衣装箱	300
	いす(応接セット用のいすを除く。)	300
	いす(応接セット用で1人用のもの)	300
	いす(応接セット用で2人以上用のもの)	500
	カーペット	300
	カラーボックス	300
	鏡台	300
	げた箱(幅 1.0m 未満のもの)	500
	げた箱(幅 1.0m 以上のもの)	700
	サイドボード(幅 1.0m 未満のもの)	500
	サイドボード(幅 1.0m 以上のもの)	700
	座卓	300
	じゅうたん	300
	食器棚(幅 1.0m 未満のもの)	500
	食器棚(幅 1.0m 以上のもの)	700
	ソファ	500
	たんす(幅 1.0m 未満のもの)	500

	たんす(幅 1.0m 以上のもの)	700
	机(木製のもの)	500
	机(スチール製のもの)	700
	テーブル(応接セット用のもの)	300
	テーブル(応接セット用を除く。)	500
	テレビ台	300
	布団	300
	ブラインド	300
	ベッド(シングル及びセミダブルでベッドマットを除く。)	700
	ベッド(ダブルでベッドマットを除く。)	1,000
	ベッド(ベビー用のもの)	300
	ベッド(2段：解体した状態にあるもの)	700
	ベッドマット	700
	本棚(木製で幅 1.0m 未満かつ高さ 1.5m 未満のもの)	500
	本棚(木製で幅 1.0m 以上又は高さ 1.5m 以上のもの及びスチール製のもの)	700
	マットレス	300
	ミシン台	300
	物置(解体した状態にあるもの)	1,000
	レンジ台	300
	ロッカー	1,000
	ワゴン	300
その他	網戸	300
	犬小屋	500
	植木鉢	300
	乳母車	300
	オルガン	500
	ガスボンベ	700
	ギター	300
	脚立	300
	手提げ金庫	500
	草刈り機	300
	琴	700
	子供用遊具(滑り台及びブランコを除く。)	300
	ゴルフセット	500
	サーフボード	500

材木(長さ 200cm 以下又は直径 20cm 以下のもの)	300
三輪車	300
七輪	300
自転車	300
芝刈り機	300
障子	300
水槽	300
スーツケース	300
スキーセット	300
滑り台	700
洗面化粧台	700
タイプライター	300
タイヤ	500
畳	700
卓球台	700
調理台	1,000
テレビのアンテナ	300
ドア	500
トタン板	300
流し台	1,000
柱時計	300
バッテリー	1,000
ふすま	300
ブロック	300
ぶら下がり健康器	700
ブランコ	700
プランター	300
噴霧器	300
物干し台	500
浴槽	1,000
レンガ	300

備考

- この表の品目の欄に掲げる品目以外の物で家庭ごみとして収集することが困難なもののうち、その重量、形状、処理の困難性等を勘案して同欄に掲げる品目のいずれかに類似すると認められるものについては、最も類似すると認められる同欄に掲げる品目とみなす。
- この表の品目の欄に掲げる品目以外の物で家庭ごみとして収集することが困難なもののうち、前項の規定の適用がないものについては、300円とする。

2 単位 1個単位とする。ただし、次に掲げるものは、次の単位とする。

単位	品目	取扱い等
1セット	コンポステレオ(ステレオセット)	原則として一体で使用できるものを対象とするが、単体で使用可能な応接セット、システムキッチン等は除く。
	こたつとこたつ板(こたつ)	
	ゴルフバッグとクラブ(ゴルフセット)	
	スキー板とストック(スキーセット)	
	トタン板	大人が運搬できる大きさ、重量にひも等で確実に束ねる。
	材木	
	布団	
	障子	
	ふすま	
	網戸	
	ブロック 5個まで	
	レンガ 10個まで	

改正文(平成 18 年 6 月 29 日告示第 330 号)抄

平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例

平成6年3月31日

条例第11号

目次

- 第1章 総則(第1条 第5条)
- 第2章 まち美化促進区域の指定等(第6条 第8条)
- 第3章 投棄の禁止等(第9条 第13条)
- 第4章 雑則(第14条 第16条)
- 付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、事業者及び市民等が一体となって空き缶等の散乱を防止することにより、快適な生活環境を確保するとともに、市内の環境の美化を推進し、もって市民生活の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空き缶等」とは、飲料の容器、たばこの吸殻等であって、その散乱が快適な生活環境を阻害するものとして規則で定めるものをいう。

2 この条例において「市民等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 市の区域内に居住する者
- (2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (4) 前2号に掲げる者のほか、市の区域内に滞在し、又は市の区域内を通過する者

3 この条例において「特定事業者」とは、容器に収納した飲料その他ごみの散乱を生じさせるおそれのある物品の販売者であって、規則で定めるものをいう。

4 この条例において「回収容器」とは、空き缶等を回収することを目的とした容器をいう。

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等の散乱の状況を把握するとともに、空き缶等の散乱の防止に関する啓発及び指導、関係機関及び関係団体との協力体制の確立等の施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するときは、事業者及び市民等が自主的に行う空き缶等の散乱の防止に関する活動が促進されるよう配慮しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業場及びその周辺その他事業活動を行う地域の空き缶等の散乱の防止に努めるとともに、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭の外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納するよう努めるとともに、占有する土地及びその周辺の空き缶等の散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市が実施する空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

第2章 まち美化促進区域の指定等

(まち美化促進区域の指定)

第6条 市長は、快適な生活環境の形成を図るうえで空き缶等の散乱を防止することが特に必要と認められる区域を、まち美化促進区域として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定によりまち美化促進区域を指定しようとするときは、関係機関及び関係団体の意見を聴くものとする。
- 3 まち美化促進区域の指定は、規則で定める事項を告示することにより行うものとする。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、まち美化促進区域を変更し、又はその指定を解除することができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりまち美化促進区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

(施策の重点実施)

第7条 市長は、まち美化促進区域において、空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するものとする。

(まち美化推進員)

第8条 市長は、空き缶等の散乱の防止について知識、経験等を有すると認められる者をまち美化推進員として選任することができる。

- 2 まち美化推進員は、市が行う空き缶等の散乱の防止に関する施策への協力その他の活動を行う。

第3章 投棄の禁止等

(投棄の禁止)

第9条 市民等は、空き缶等をみだりに捨ててはならない。

(回収容器の設置等)

第10条 特定事業者は、販売した物品の消費により生じた空き缶等が販売場所及びその周辺に投棄されないよう、回収容器の設置等必要な措置を講じなければならない。

(勧告)

第11条 市長は、第9条又は前条の規定に違反した者に対し、快適な生活環境の確保を図るために必要な限度において、期限を定め、空き缶等の回収、回収容器の設置等の措置をとるよう勧告することができる。

(命令)

第12条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、期限を定め、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(平8条例5・一部改正)

(公表)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(平8条例5・一部改正)

第4章 雑則

(立入検査)

第14条 市長は、第11条又は第12条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等が散乱している土地に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(過料)

第15条 第12条の規定による命令に違反した者は、1万円以下の過料に処する。

(平8条例5・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成8年北九州市条例第4号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成8年7月1日)

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例施行規則

平成6年9月16日
規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(平成6年北九州市条例第11号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(空き缶等)

第2条 条例第2条第1項の規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 飲料を収納していた缶及びびん
- (2) たばこの吸殻
- (3) チューインガム
- (4) 紙くず

(特定事業者)

第3条 条例第2条第3項の規則で定める物品の販売者は、缶又はびんに収納した飲料を販売する者とする。

(まち美化促進区域の告示)

第4条 条例第6条第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) まち美化促進区域の名称
- (2) まち美化促進区域の区域図
- (3) まち美化促進区域の指定年月日

(まち美化推進員証)

第5条 条例第8条第1項に規定するまち美化推進員は、同条第2項に規定する活動を行うときは、まち美化推進員証(第1号様式)を携帯するものとする。

(公表)

第6条 条例第13条第1項の規定による公表は、命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、勧告及び命令の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

(身分を示す証明書)

第7条 条例第14条第2項に規定する証明書の様式は、第2号様式のとおりとする。

(委任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

付 則

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

(表 面)

↑ 5.5 センチメートル ↓	住所	まち美化推進員証	第 号
	氏名		写 真
			年 月 日生
	上記の者は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例第8条第1項に規定するまち美化推進員であることを証明する。		
		年 月 日 発行	
	有効期限	年 月 日 まで	
		北九州市長	印
	← 9センチメートル →		

(裏 面)

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(抜粋)	
(まち美化推進員)	
第8条 市長は、空き缶等の散乱の防止について知識、経験等を有すると認められる者をまち美化推進員として選任することができる。	
2 まち美化推進員は、市が行う空き缶等の散乱の防止に関する施策への協力その他の活動を行う。	

第2号様式(第7条関係)

(表 面)

5.5 センチメートル	第 号	
	立 入 検 査 員 証	
	所 属	写 真
	職 名	
	氏 名	
		年 月 日生
	上記の者は、北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例第14条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。	
	有効期限	年 月 日 発行 年 月 日 まで
		北九州市長 印
	9センチメートル	

(裏 面)

北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例(抜粋)
(立入検査)
第14条 市長は、第11条又は第12条の規定の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、空き缶等が散乱している土地に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例

昭和60年10月14日
条例第35号

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録)

第2条 市の区域において浄化槽の保守点検を行う事業(以下「浄化槽保守点検業」という。)を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 登録の有効期間は、3年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があつた場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第3条 前条第1項又は第3項の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 営業所の名称及び所在地

(3) 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 浄化槽保守点検業を営もうとする区域

(5) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号並びにその者が専任する区域

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 申請者が第5条第1項第1号から第6号までに該当しないことを誓約する書類

(2) 第9条第2項に規定する器具の明細を記載した書類

(3) 連絡をとつている又は連絡をとる予定の浄化槽清掃業者の氏名又は名称及び営業所の所在地を記載した書類

(4) その他規則で定める図書

(登録の実施等)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、前条第1項各号に掲げる事項並びに登録の年月日及び登録番号を浄化槽保守点検業者登録簿に登録しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 何人も、市長に対し、その登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に関する浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

(登録の拒否)

第5条 市長は、申請者が次の各号の一に該当する者であるとき又は申請書若しくはその添付図書の重要

な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者

(2) 第13条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から2年を経過しない者

(3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第13条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの

(4) 第13条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(5) 浄化槽保守点検業に係る営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

(6) 法人でその役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

(7) 第9条第1項及び第2項に規定する要件の一を欠く者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を示して、直ちにその旨を申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第6条 浄化槽保守点検業者は、第3条第1項各号に掲げる事項に変更があつたときは、規則で定めるところにより、変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 第4条第1項及び第2項並びに前条の規定は、前項の規定による届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第7条 浄化槽保守点検業者が、次の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該各号に掲げる者は、30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合その役員であつた者

(3) 法人が破産により解散した場合その破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合その清算人

(5) 浄化槽保守点検業を廃止した場合浄化槽保守点検業者であつた個人又は浄化槽保守点検業者であつた法人の役員

(登録の抹消)

第8条 市長は、前条の規定による届出があつた場合(同条の規定による届出がなくて同条各号の一に該当する事実が判明した場合を含む。)又は登録がその効力を失つた場合は、浄化槽保守点検業者登録簿につき、当該浄化槽保守点検業者の登録を抹消しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(営業所の設置等)

第9条 浄化槽保守点検業者は、市内に営業所を設置し、営業所に市の区域専任の浄化槽管理士を置かななければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに規則で定める器具を備えなければならない。

3 浄化槽保守点検業者は、前2項の規定のいずれかに抵触する場合は、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置をとらなければならない。

(業務の実施)

第10条 浄化槽保守点検業者は、浄化槽の保守点検を行うときは、これを浄化槽管理士に行わせ、若しくは監督させ、又はその資格を有する浄化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは監督しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、法第4条第5項の規定により環境省令で定められた浄化槽の保守点検の技術上

の基準に従って浄化槽の保守点検を行うこととし、その際、当該浄化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該浄化槽の管理者及び浄化槽の管理者が当該浄化槽の清掃を委託している場合にあっては委託を受けている浄化槽清掃業者に通知しなければならない。

(平 12 条例 69・一部改正)

(標識の掲示)

第 11 条 浄化槽保守点検業者は、その営業所ごとの見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第 12 条 浄化槽保守点検業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第 13 条 市長は、浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は 6 月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けたとき。
- (2) 第 5 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第 6 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法第 12 条第 1 項の助言、指導又は勧告に従わず、情状特に重いととき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 前項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

3 第 5 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による処分をした場合に準用する。

(平 8 条例 5・一部改正)

(報告徴収、立入検査等)

第 14 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽保守点検業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第 15 条 次の各号の一に該当する者は、当該各号に定める額の手数料を納入しなければならない。

- (1) 第 2 条第 1 項の規定による登録を受けようとする者 3 万円
- (2) 第 2 条第 3 項の規定による更新の登録を受けようとする者 3 万円
- (3) 第 4 条第 3 項の規定による浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けようとする者 1 通につき 200 円

2 前項の手数料は、申請の際これを徴収する。

3 既納の手数料は返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、別に規則で定める。

(罰則)

第 17 条 次の各号の一に該当する者は、1 年以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 2 条第 1 項又は第 3 項の登録を受けずに浄化槽保守点検業を営んだ者

(2) 不正の手段により第2条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第13条第1項の規定による命令に違反した者

第18条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項の規定に違反して必要な措置をとらなかつた者

(2) 第10条第1項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行つた者

(3) 第12条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(4) 第14条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(5) 第14条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に浄化槽保守点検業を営んでいる者は、この条例の施行の日から3月間は、第2条第1項の登録を受けなくても引き続き浄化槽保守点検業を営むことができる。

3 この条例の施行の際、現に市の区域において浄化槽保守点検業を営んでいる者で市内に営業所を有しないものに係る第9条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「市内に営業所」とあるのは「営業所」と読み替えるものとする。

付 則(平成8年3月29日条例第5号)

この条例は、北九州市行政手続条例(平成8年北九州市条例第4号)の施行の日から施行する。

(施行の日 = 平成8年7月1日)

付 則(平成12年12月13日条例第69号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

昭和60年12月17日
規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年北九州市条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)及び条例で使用する用語の例による。

(更新の登録)

第3条 条例第2条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、現に受けている登録の有効期間の満了の日前30日までに申請書を市長に提出しなければならない。

(申請書の添付書類)

第4条 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄付行為の謄本及び登記事項証明書)
- (2) 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (3) 浄化槽清掃業者との業務に関する連絡を証明する次に掲げる書類

ア 申請者が市長の許可を受けた浄化槽清掃業者である場合には、当該浄化槽清掃業に係る許可証の写し

イ 申請者が市長の許可を受けた浄化槽清掃業者でない場合には、市長の許可を受けた浄化槽清掃業者が発行した業務の連絡に関する証明書及び当該業者の浄化槽清掃業に係る許可証の写し

- (4) 従業員名簿

(平17規則6・一部改正)

(変更の届出)

第5条 条例第6条第1項の規定により変更の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を届出書に添付しなければならない。

- (1) 条例第3条第1項第1号に掲げる事項の変更

住民票の写し又は登記事項証明書

- (2) 条例第3条第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)

登記事項証明書

- (3) 条例第3条第1項第3号に掲げる事項の変更

登記事項証明書及び新たに役員となった者がある場合においては、条例第5条第1項第1号から第5号までに該当しない者であることを誓約する書類

- (4) 条例第3条第1項第5号に掲げる事項の変更

浄化槽管理士免状の写し

(平17規則6・一部改正)

(営業所に備えるべき器具)

第6条 条例第9条第2項に規定する規則で定める器具は、別表に掲げるとおりとする。

(標識の記載事項)

第7条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 浄化槽管理士の氏名

(平17規則6・一部改正)

(帳簿の記載事項等)

第8条 条例第12条に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 保守点検を行った年月日
- (2) 保守点検を行った浄化槽の浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (3) 保守点検を行った浄化槽の設置場所
- (4) 保守点検を行った、又は監督した浄化槽管理士の氏名
- (5) 条例第10条第2項の規定により通知した浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者の氏名又は名称
- (6) 点検、調整及び修理した事項

2 浄化槽保守点検業者は、条例第12条に規定する帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後3年間当該帳簿を保存しなければならない。

(平17規則6・一部改正)

(業務の報告)

第9条 浄化槽保守点検業者は、保守点検を行った浄化槽ごとに毎月の保守点検の状況を記載した報告書を、当該月の翌月の10日までに市長に提出しなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、各事業年度における業務の実績を記載した報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に市長に提出しなければならない。

(平17規則6・一部改正)

(身分証明書の様式)

第10条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

(委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

(平2規則20・一部改正)

付 則

この規則は、昭和61年1月1日から施行する。

付 則(平成2年3月30日規則第20号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月1日規則第6号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。ただし、第1条中北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則本則及び第4条各号列記以外の部分の改正規定は、公布の日から施行する。

別表(第6条関係)

透視度計 水素イオン濃度指数測定器具又は水素イオン濃度試験紙 塩素イオン濃度試験器具 亜硝酸イオン試験器具 溶存酸素濃度試験器具 残留塩素濃度試験器具 混合液浮遊物質濃度試験器具 汚泥沈殿率試験器具 スカム厚測定器具 汚泥厚測定器具 スカム破碎用具 汚泥かき落とし用具 注油器 グリースガン テスター 水準器 消毒薬剤 ガス検知器照明器具 送風機 殺虫剤散布器 工具一式

別記様式(第 10 条関係)

(表面)

第 号		写 真
所 属		
職 名		北九州 市長印
氏 名		
	年 月 日生	
北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 14 条第 3 項の規定による証明書		
交 付	年 月 日	
有効期限	年 月 日まで	
北九州市長		印

(日本工業規格 B8)

(裏面)

この証明書を携帯する者は、北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例により、立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりです。

(報告徴収、立入検査等)

第 14 条 (略)

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

北九州市公害防止条例

昭和46年10月21日
条例第54号

北九州市公害防止条例(昭和45年条例第19号)の全部改正

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)、騒音規制法(昭和43年法律第98号)、北九州市環境基本条例(平成12年北九州市条例第71号)その他法令に特別の定めがあるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(平6条例27・平12条例72・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「公害」とは、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。)および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。

2 この条例において「ばい煙」とは、次の各号に掲げる物質をいう。

- (1) 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
- (2) 燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- (3) 物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く。)に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗化水素、鉛その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質(第1号に掲げるものを除く。)で規則で定めるもの

3 この条例において「粉じん」とは、物の破砕、選別その他の機械的処理またはたい積に伴い発生し、または飛散する物質をいう。

4 この条例において「排水」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水(廃液を含む。以下同じ。)を排出する施設で規則で定めるものを設置する工場または事業場から公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。)に排出される水をいう。

(1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。

(2) 水素イオン濃度その他の水の汚染状態(熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

5 この条例において「指定施設」とは、工場または事業場に設置される施設のうち、ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動、悪臭、土壌の汚染または地盤の沈下(以下「ばい煙等」という。)を発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設であって規則で定めるものをいう。

6 この条例において「指定工場等」とは、指定施設を設置する工場または事業場をいう。

7 この条例において「規制基準」とは、指定施設または指定工場等から発生し、排出され、飛散し、またはもたらされるばい煙等(排水以外の汚水を除く。)の量、濃度もしくは程度の許容限度または指定施設の構造、使用および管理の基準であって、規則で定めるものをいう。

(平12条例72・一部改正)

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるばい煙等および廃棄物を自己の責任と負担において適正に処理する等公害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、法令に基づく基準に適合している場合においても常に公害の防止について最善の努力をしな

なければならない。

3 事業者は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、市長から公害の防止に関し必要な資料を求められたときは、企業秘密を理由として、これを拒むようなことがあってはならない。

(平 12 条例 72・一部改正)

(市の責務)

第 4 条 市は、市民の健康を保護し、生活環境を保全するため公害防止に積極的に対処するものとし、総合的な計画のもとに、次の各号に掲げる公害防止の諸施策を実施するものとする。

- (1) ばい煙等の排出等に関する規制
- (2) 監視、測定および検査の体制の強化ならびに調査研究機能の拡充
- (3) 緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業および下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業の推進
- (4) 公害に関する知識の普及および公害の状況の公表
- (5) 公害に関する苦情の処理体制の整備および適切な処理
- (6) 地域開発における土地利用および公害をもたらす施設の設置を規制する措置等公害防止上の配慮
- (7) 公害防止協定の締結の促進
- (8) 工場と住居との混在地区の段階的解消の推進
- (9) 公害の防止のための施設の整備等について必要な資金の融資のあっせんおよび技術的な助言、指導等
- (10) 緑地の保全その他自然環境の保護

(平 12 条例 72・一部改正)

(市民の責務)

第 5 条 市民は、市が実施する公害の防止に関する施策に協力する等公害の防止に寄与するよう努めなければならない。

第 6 条 削除

(平 12 条例 72)

第 7 条 削除

(平 6 条例 27)

(指定施設の設置の届出)

第 8 条 指定施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。ただし、騒音規制法による特定工場等およびこの条例による騒音に係る指定工場等において、騒音に係る指定施設を設置する場合は、この限りでない。

- (1) 氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場または事業場の名称および所在地
- (3) 指定施設の種類(騒音に係る指定施設にあっては、種類ごとの数)
- (4) 指定施設の構造および使用の方法(騒音に係る指定施設を除く。)
- (5) 指定施設の管理の方法(粉じんに係る指定施設に限る。)
- (6) ばい煙等(粉じんを除く。)の処理または防止の方法
- (7) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、当該指定施設の設置の工事の開始の日の 30 日前までに行なわなければならない。

3 第 1 項の規定による届出には、当該指定施設の配置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(平 12 条例 72・一部改正)

(経過措置)

第9条 一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)は、当該施設が指定施設となった日から30日以内に、前条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、一の施設が騒音に係る指定施設となった際すでに騒音規制法による特定施設またはその施設以外の指定施設が設置されている工場または事業場におけるその施設については、この限りでない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平12条例72・一部改正)

(指定施設の変更の届出)

第10条 第8条第1項または前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第1号もしくは第2号に掲げる事項に変更があったとき、またはその届出に係る指定施設の使用を廃止したときは、規則で定める場合を除き、その日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

2 第8条第1項または前条第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る第8条第1項第4号から第7号に掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定める場合を除き、その旨を市長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出のうち騒音に係る指定施設の届出については、その届出に係る第8条第1項第6号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事の開始の日の30日前までに行なわなければならない。

4 第8条第3項の規定は、第2項の規定による届出について準用する。

(平12条例72・一部改正)

(計画変更命令および計画変更勧告)

第11条 市長は、第8条第1項または前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定施設または指定工場等に係るばい煙または排水の量または濃度が、その指定施設または指定工場等に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更または第8条第1項の規定による届出に係る指定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

2 市長は、第8条第1項または前条第2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺的生活環境がそこなわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法または指定施設の使用の方法もしくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができる。

(平12条例72・一部改正)

(実施の制限)

第12条 ばい煙および排水に係る指定施設に関し、第8条第1項または第10条第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る指定施設を設置し、またはその届出に係る指定施設の構造もしくは使用の方法もしくはばい煙もしくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

2 市長は、第8条第1項または第10条第2項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の規定による期間を短縮することができる。

(承継)

第13条 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者からその届出に係る指定施設を譲り受け、または借り受けた者は、当該指定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者について相続または合併があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第8条第1項または第9条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(平12条例72・一部改正)

(排出の制限)

第14条 ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者または排出水を排出する者は、規制基準に適合しないばい煙または排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設において発生し、大気中に排出されるばい煙または当該施設を設置している工場もしくは事業場(既に指定施設を設置している工場または事業場を除く。)から排出される水については、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

(平12条例72・一部改正)

(規制基準の遵守義務)

第15条 粉じんまたは騒音に係る指定施設または指定工場等を設置している者は、当該指定施設または当該指定工場等に係る規制基準を遵守しなければならない。

(事業者の屋外燃焼行為の制限)

第15条の2 事業者は、木材、船舶、自動車、家電製品(一般家庭での使用を主な目的として製造された電気製品をいう。)その他のその燃焼に伴ってばい煙又は悪臭を発生するおそれがある物であって規則で定めるものを屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却施設を使用し、かつ、ばい煙若しくは悪臭の排出を防止するための適切な措置を講じている場合、又は市長が特に認める場合は、この限りでない。

(平8条例30・追加)

(改善命令等)

第16条 市長は、ばい煙に係る指定施設からばい煙を大気中に排出する者がばい煙の量若しくは濃度が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合においてその継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずると認めるとき、又は排出水を排出する者が排出水の量若しくは濃度が指定工場等の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて指定施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は指定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 市長は、粉じんに係る指定施設を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該指定施設について規制基準に従うべきことを命じ、又は当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

3 市長は、指定工場等において発生する騒音が規制基準に適合しないことによりその指定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、当該指定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は指定施設の使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告することができる。

4 市長は、騒音に係る指定施設の設置若しくは変更の届出をした者のうち第11条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで指定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、第11条第2項又は前項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は指定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。

5 市長は、事業者が前条の規定に違反する燃焼行為をした場合において、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、期限を定めて、焼却方法の改善を命じ、又は燃焼行為の停止を命ずることができる。

6 第14条第2項の規定は、第1項の規定による命令について準用する。

7 第2項の規定は、一の施設が指定施設となった際現にその施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)の当該施設から発生する粉じんについては、当該施設が指定施設となった日から6月間(当該施設が規則で定める施設である場合にあっては、1年間)は、適用しない。

8 第3項及び第4項の騒音に係る勧告及び命令の規定は、第9条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る指定工場等については、同項に規定する指定施設となった日から3年間は、適用しない。

(平8条例30・一部改正)

(特殊気象情報)

第17条 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態の発生を未然に防止するため、特殊な気象の状態を生じ、または生ずるおそれがあるときは、その旨を同条第2項に規定するばい煙排出者に対し、通知しなければならない。

2 市長は、前項の特殊な気象の状態が継続することにより、大気中のばい煙の量が増加するおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、前項に規定するばい煙排出者に対し、ばい煙量の減少について協力を求めなければならない。

(緊急時における措置等)

第18条 市長は、前条第1項に規定する特殊な気象の状態が発生してなく、かつ、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態に至っていないが、大気汚染が人の健康または生活環境に被害を生ずるおそれがあり規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設およびばい煙に係る指定施設を設置している者に対し、ばい煙の排出量の減少について協力を求めなければならない。

2 ばい煙排出者であって、ばい煙量が規則で定める量の範囲の施設を設置しているものは、当該施設についてばい煙量の減少のための措置に関する計画を作成し、市長に届け出なければならない。

3 市長は、大気汚染防止法第23条第1項に規定する事態が発生した場合において、同項に規定する措置によってはその事態を改善することが困難であると認めるときは、前項の規定による届出をした者に対し、その届出に係る計画を参酌して、ばい煙量の減少のための措置をとるべきことを勧告することができる。

(平12条例72・一部改正)

(自動測定記録装置の設置)

第19条 ばい煙等を発生する施設で規則で定めるものを設置している者は、ばい煙等の発生状況を常時監視するため、規則で定めるところにより自動測定記録装置を設置しなければならない。

(自動車の使用者等の努力義務)

第20条 自動車(原動機付自転車を含む。以下この条において同じ。)の使用者または運転者は、常に必要な整備および適正な運転をすることにより、自動車から発生する騒音および排出ガスの低減に努めなければならない。

(報告の徴収及び検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平8条例30・一部改正)

第21条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り、当該施設その他の物件を検査させることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(平8条例30・追加)

(公害防止協定の締結等)

第22条 市長は、この条例の目的を達成するため必要と認める場合においては、ばい煙等を発生する施設を設置している者(当該施設の構造、使用の方法等を変更する者を含む。以下この条において同じ。)または当該施設を設置しようとする者との間に公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に従い特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 ばい煙等を発生する施設を設置している者または当該施設を設置しようとする者は、市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結し、当該協定に基づき特別の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前項の規定による公害の防止に関する協定が締結されるまでは、当該ばい煙等を発生する施設の工事に着手し、またはその使用の方法を変更しないように努めなければならない。

4 市長は、第2項の市長の求めがあった場合において、公害の防止に関し協定を締結するよう努めない者があるときは、その旨を公表するものとする。

(平12条例72・一部改正)

(公害防止のための勧告)

第23条 他の法令もしくはこの条例によりその規制に関する基準が定められていないばい煙等または他の法令もしくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場もしくは作業場から発生するばい煙等により、公害が発生し、またはそのおそれがあり、市民の健康の保護または生活環境の保全上特に必要があると認めるときには、市長は、当該ばい煙等を発生する者に対し、公害の除去または防止のための必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(遵守義務違反者の公表)

第24条 市長は、ばい煙等を発生し、排出し、飛散させ、またはもたらす施設を設置している者が、法令に違反している場合は、必要に応じてその旨を公表するものとする。

(公害防止担当者の届出)

第25条 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、水質汚濁防止法に規定する特定施設もしくは騒音規制法に規定する特定施設または第2条第5項に規定する指定施設を設置する者は、事故時および緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者の氏名を市長に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

(委任)

第26条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第27条 第11条第1項又は第16条第1項、第4項若しくは第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

(平8条例30・一部改正)

第28条 次の各号の一に該当する者は、6月以下の懲役または10万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第1項の規定に違反した者

(2) 第16条第2項の規定による命令に違反した者

2 過失により、前項第1号の罪を犯した者は、3月以下の禁錮または5万円以下の罰金に処する。

第29条 次の各号の一に該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条第1項もしくは第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第12条第1項の規定に違反した者

第30条 次の各号の一に該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第1項、第10条第2項もしくは第3項または第18条第2項の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者

(2) 第21条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

第31条 第10条第1項又は第13条第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(平4条例1・一部改正)

第32条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前5条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して各本条の罰金刑または科料刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

(昭和47年規則第5号で昭和47年3月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の北九州市公害防止条例(以下「旧条例」という。)第10条第1項または第12条第2項の規定により、ばい煙に係る指定施設に関し届出をした者の当該届出に係る指定施設の設置等については、第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第19条の規定は、いおう酸化物に係るばい煙等を発生する施設については、昭和48年3月31日まで、その他に係るばい煙等を発生する施設については、別に条例で定める日まで同条の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続きその他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってしたものとみなす。

(平12条例72・一部改正)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則(平成4年3月27日条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

付 則(平成6年6月20日条例第27号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

付 則平成8年6月18日条例第30号)

この条例は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成12年12月13日条例第72号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

北九州市公害防止条例施行規則

昭和47年3月1日

規則第6号

北九州市公害防止条例施行規則(昭和45年規則第73号)の全部改正

(用語)

第1条 この規則で使用する用語は、北九州市公害防止条例(昭和46年北九州市条例第54号。以下「条例」という。)で使用する用語の例による。

(ばい煙に係る有害物質)

第2条 条例第2条第2項第3号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) 塩素及び塩化水素
- (3) 弗素、弗化水素及び弗化珪素
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 窒素酸化物

(昭57規則34・平11規則27・一部改正)

(排水に係るカドミウム等の物質)

第3条 条例第2条第4項第1号の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- (1) カドミウム及びその化合物
- (2) シアン化合物
- (3) 有機燐化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)、及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)
- (4) 鉛及びその化合物
- (5) 6価クロム化合物
- (6) 砒素及びその化合物
- (7) 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8) ポリクロリネイテッドビフェニル(別名PCB)
- (9) トリクロロエチレン
- (10) テトラクロロエチレン
- (11) ジクロロメタン
- (12) 四塩化炭素
- (13) 1,2 ジクロロエタン
- (14) 1,1 ジクロロエチレン
- (15) シス 1,2 ジクロロエチレン
- (16) 1,1,1 トリクロロエタン
- (17) 1,1,2 トリクロロエタン
- (18) 1,3 ジクロロプロペン
- (19) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
- (20) 2 クロロ 4,6 ビス(エチルアミノ) S トリアジン(別名シマジン)
- (21) S 4 クロロベンジル=N,N ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- (22) ベンゼン
- (23) セレン及びその化合物

(昭50規則90・昭57規則34・平元規則38・平6規則3・平11規則27・一部改正)

(水素イオン濃度等の項目)

第4条 条例第2条第4項第2号の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- (1) 水素イオン濃度
- (2) 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
- (3) 浮遊物質
- (4) ノルマルヘキサン抽出物質含有量
- (5) フェノール類含有量
- (6) 銅含有量
- (7) 亜鉛含有量
- (8) 溶解性鉄含有量
- (9) 溶解性マンガン含有量
- (10) クロム含有量
- (11) 弗素含有量
- (12) 大腸菌群数
- (13) 窒素含有量
- (14) 燐含有量

(昭 57 規則 34・平 5 規則 51・平 11 規則 27・一部改正)

(指定施設)

第 5 条 条例第 2 条第 4 項各号列記以外の部分の規則で定める施設は、別表第 2 に掲げる施設とする。

2 条例第 2 条第 5 項の規則で定める施設は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる施設とする。

(規制基準)

第 6 条 条例第 2 条第 7 項の規則で定める基準は、別表第 1 から別表第 3 までに掲げる基準とする。

(届出書の提出部数)

第 7 条 条例の規定による届出は、届出書の正本にその写し 1 通を添えてしなければならない。

(届出)

第 8 条 条例の規定による届出は、別表第 4 の第 2 欄に掲げる届出の種類ごとにそれぞれ同表の第 3 欄に掲げる届出書によってしなければならない。

2 条例第 8 条第 1 項第 7 号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 汚水に係る指定施設

ア 排出水の汚染状態及び量

イ 用水及び排水の系統

(2) 騒音に係る指定施設

ア 工場又は事業場の事業内容

イ 常時使用する従業員数

ウ 指定施設の型式及び公称能力

エ 指定施設の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第 8 条第 3 項(条例第 9 条第 2 項及び第 10 条第 4 項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、別表第 4 の第 4 欄に掲げる書類とする。

(昭 57 規則 34・平 11 規則 27・一部改正)

(受理書)

第 9 条 市長は、条例第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項又は第 10 条第 2 項の届出を受理したときは、受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

(昭 57 規則 34・一部改正)

(届出施設の変更の届出を要しない場合)

第 10 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定める場合は、指定工場等に設置する騒音に係る指定施設の一部の使用を廃止した場合とする。

2 条例第 10 条第 2 項の規則で定める場合は、第 8 条第 2 項第 2 号に掲げる事項の変更をしようとする場合とする。

(屋外での燃焼行為が制限される物)

第10条の2 条例第15条の2の規則で定める物は、次に掲げる物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当するものを除く。)とする。

- (1) その燃焼に伴って著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがある物質を含有した塗料、樹脂材料等を含み、又は付着した木材
- (2) 前号に規定する木材から分離された物で、その燃焼に伴って著しいばい煙又は悪臭を発生するおそれがあるもの
- (3) 船舶(船舶を解体し、又は分割したものを含む。)
- (4) 自動車(自動車を解体し、又は分割したものを含む。)
- (5) エアコンディショナー、ステレオセット、洗濯機、テレビ受像機、電子レンジ及び冷蔵庫
- (6) 電線

(平8規則50・追加)

(特殊気象情報)

第11条 条例第17条第2項の規則で定める場合は、大気汚染測定点の1の測定点において、硫黄酸化物の大気における含有率の1時間値(以下単に「1時間値」という。)が百万分の0.07を超え、かつ、風向、風速等の気象状態から他の測定点においても同程度に上昇する傾向があると認められるときとする。

(昭57規則34・旧第12条繰上・一部改正)

(緊急時における措置等)

第12条 条例第18条第1項の規則で定める場合は、次の各号の一に該当する場合であって、気象条件からみて当該各号に規定する状態が継続すると認められるときとする。

- (1) 1測定点において、硫黄酸化物の1時間値が百万分の0.2以上である状態が2時間継続し、かつ、他の1以上の測定点において、百万分の0.15以上の状態が2時間継続した場合
- (2) 1測定点において、硫黄酸化物の1時間値が百万分の0.3以上である状態となり、かつ、他の1以上の測定点において、百万分の0.15以上の状態が2時間継続した場合
- (3) 1測定点の硫黄酸化物の1時間値の24時間平均値が、百万分の0.15以上の状態になった場合

2 条例第18条第2項の規則で定める量は、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時8立方メートル以上10立方メートル未満の硫黄酸化物に係るばい煙量とする。

(昭57規則34・旧第13条繰上・一部改正、平11規則27・一部改正)

(自動測定記録装置の設置)

第13条 条例第19条の規則で定める施設は、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算して毎時20立方メートル以上の硫黄酸化物に係るばい煙量を排出するばい煙発生施設とする。

2 条例第19条の規定による自動測定記録装置は、日本工業規格K0103に定める測定方法に適合するものとする。

3 自動測定記録装置による測定の記録は3年間保存しなければならない。

(昭57規則34・旧第14条繰上・一部改正、平11規則27・一部改正)

(立入検査員証)

第14条 条例第21条第2項及び第21条の2第2項において準用する条例第21条第2項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(昭57規則34・旧第15条繰上・一部改正、平8規則50・一部改正)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和47年12月27日規則第88号)

この規則は、昭和48年1月1日から施行する。

付 則(昭和49年5月21日規則第69号)

1 この規則は、昭和49年6月1日から施行する。

2 この規則施行の際現にばい煙に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第1の備考第1項の規定は、昭和49年11月30日までは適用せず、なお従前の例による。

付 則(昭和50年4月3日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年5月28日規則第30号)

1 この規則は、昭和50年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にばい煙に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対する改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第1の備考第1項の規定は、昭和50年11月30日までは適用せず、なお従前の例による。

付 則(昭和50年11月1日規則第90号)

1 この規則は、昭和50年12月1日から施行する。

2 この規則による改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第2の2 規制基準の(1) 第3条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準の表のPCBについての規制基準は、別表第2の1 指定施設の表の2のウに掲げる指定施設を設置する工場であって、古紙を主原料とするちり紙及びトイレトペーパーの製造を行っているものに係る排出水については、昭和51年2月末日までは適用しない。

付 則(昭和57年5月10日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年8月27日規則第49号)

1 この規則は、昭和60年9月10日から施行する。

2 この規則の施行前にその設置の工事が着手されたボイラーに係る改正後の北九州市公害防止条例施行規則別表第1の規定の適用については、当分の間、同表の指定施設の規模又は能力の欄中「5平方メートル以上10平方メートル未満であること(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上のものを除く。)」とあるのは「5平方メートル以上10平方メートル未満であること。」と読み替えるものとする。

付 則(昭和61年3月31日規則第24号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則(平成元年9月8日規則第38号)

この規則は、平成元年10月1日から施行する。

付 則(平成5年9月21日規則第51号)

この規則は、平成5年10月1日から施行する。

付 則(平成6年1月31日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。以下同じ。)の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水の鉛及びその化合物又は砒素及びその化合物による汚染状態に係る規制基準については、この規則の施行の日から6月間は、改正後の北九州市公害防止条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後の規則別表第2 2規制基準(1)第3条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準の表のジクロロメタン、四塩化炭素、1,2 ジクロロエタン、1,1 ジクロロエチレン、シス 1,2 ジクロロエチレン、1,1,1 トリクロロエタン、1,1,2 トリクロロエタン、1,3 ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン並びにセレン及びその化合物についての規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、この規則の施行の日から6月間は、適用しない。

付 則(平成8年6月25日規則第50号)

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

付 則(平成9年9月30日規則第38号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

付 則(平成11年4月23日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 11 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、ばい煙に係る指定施設のうち現に設置されている廃棄物焼却炉(設置の工事に着手されているものを含む。以下「既設焼却炉」という。)に係るばいじんの排出基準は、平成 13 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

3 平成 13 年 4 月 1 日から当分の間、既設焼却炉に係る改正後の別表第 1 の規定の適用については、同表の規制基準のばいじんの欄中「0.15 グラム」とあるのは「0.25 グラム」とする。

付 則(平成 12 年 12 月 22 日規則第 106 号)

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

別表第 1(第 5 条、第 6 条関係)

(昭 49 規則 69・昭 50 規則 30・昭 57 規則 34・昭 60 規則 49・平 9 規則 38・平 11 規則 27・一部改正)

ばい煙に係る指定施設及び規制基準

指定施設			規制基準			
番号	施設名	規模又は能力	硫黄酸化物	ばいじん		
1	ボイラー(熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 5 平方メートル以上 10 平方メートル未満であることとする。(バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上のものを除く。)	次の式により算出した排出口から大気中に排出される硫黄酸化物の量と $g = K \times 10^{-3} He2$	重油その他の液体燃料又はガス専焼	0.3 グラム	
				石炭(1 キログラム当たり発熱量 20,930.25 キロジュール以下のものに限る。)専焼	0.8 グラム	
				その他のもの	0.4 グラム	
2	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煅焼炉(大気汚染防止法の対象施設を除く。)	原料の処理能力が 1 時間当たり 1 トン未満であること。			0.4 グラム	
3	金属の精錬又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉及び大気汚染防止法の対象施設を除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ。)が 0.5 平方メートル以上 1.0 平方メートル未満であるか、			0.4 グラム	
4	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	羽口面断面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)			0.4 グラム	
5	石油製品、石油化学製品又はコールドタル製品の製造の用に供する加熱炉	が 0.25 平方メートル以上 0.5 平方メートル未満であるか、バーナーの燃料の燃焼			0.2 グラム	
6	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	能力が重油換算 1 時間当たり 30 リットル以上 50 リットル未満であるか、又は変圧器の定格容量が 100 キロボルトアンペア以上 200 キロボルトア		焼成炉(石炭焼成土中釜	0.8 グラム	
				炉に限る。)	その他のもの	0.6 グラム
				溶融炉	0.5 グラム	
				(るつぼ炉に限る。)		
	上記以外の焼成炉及び溶融炉				0.4 グラム	

7	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(大気汚染防止法の対象施設を除く。)	ンペア未満であること。		0.4 グラム
8	乾燥炉(大気汚染防止法の対象施設を除く。)			0.4 グラム
9	製鉄、製鋼又は合金鉄の製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量が 1,000 キロボルトアンペア未満であること。		0.6 グラム
10	廃棄物焼却炉	火格子面積が 1 平方メートル以上 2 平方メートル未満であるか、又は焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上 200 キログラム未満のもの		0.15 グラム

備考

1 硫黄酸化物の量の算式において、g、K 及び He は、それぞれ次の値を表すものとする。

g 硫黄酸化物の量(単位 温度摂氏零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 3.5

He 次の式により算出し、補正された排出口の高さ(単位メートル)

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = (0.795(Q \cdot V)) / (1 + (2.58 / V))$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = (1 / (Q \cdot V)) (1,460 - 296 \times (V / T - 288)) + 1$$

これらの式においては、He、Ho、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位メートル)

Q 摂氏 15 度における排出ガス量(単位立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位絶対温度)

2 ばいじんの規制基準は、温度が摂氏零度であって圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 立方メートル当たりのばいじん量とする。

3 硫黄酸化物の量及びばいじんの量の測定方法は、大気汚染防止法施行規則(昭和 46 年 / 厚生省 / 通商産業省 / 令第 1 号)別表第 1 及び別表第 2 の備考に定めるところによる。

4 次に掲げる施設は、指定施設から除く。

(1) 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第 2 条第 2 項本文に規定する鉱山に係る施設

(2) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 12 号に規定する電気工作物であってばい煙を発生する施設

(3) ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 10 項に規定するガス工作物であってばい煙を発生する施設

別表第2(第5条、第6条関係)

(昭47規則88・昭50規則19・昭50規則90・昭57規則34・平元規則38・平5規則51・平6規則3・平9規則38・平12規則106・一部改正)

汚水に係る指定施設及び規制基準

1 指定施設

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域に汚水を排出する施設であって次に掲げるもの

指定施設				
番号	記号	業種	細番号	施設名
1		食料品製造業(1の工場又は事業場からの1日の通常の排水量が50立方メートル以上のもの)	(1)	原料又は製品の洗浄施設
			(2)	浸せき又はさらしの施設
			(3)	圧搾施設
			(4)	摩砕施設
			(5)	発酵施設
			(6)	蒸留施設
			(7)	沈でん施設
			(8)	ろ過施設
			(9)	吸着施設(イオン交換施設を含む。)
			(10)	分離施設
			(11)	抽出施設
			(12)	解凍施設
			(13)	血抜施設
			(14)	蒸発又は濃縮の施設
			(15)	蒸煮又は湯煮の施設
			(16)	薬品処理施設
			(17)	混合施設
			(18)	容器洗浄施設
2	ア	繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)並びになめし革、なめし革製品及び毛皮の製造業	(1)	酸又はアルカリの処理施設
			(2)	洗浄施設
			(3)	縮毛施設
			(4)	のり付け施設
			(5)	のり抜き施設
			(6)	樹脂加工その他の整理の施設
	イ	パルプ、紙及び紙加工品の製造業	(1)	こう解施設
			(2)	ろ過施設
3	ア	石油製品及び石炭製品の製造業	(1)	原料又は製品の洗浄施設
			(2)	原料又は製品の冷却施設
			(3)	蒸留施設

			(4) 酸又はアルカリによる処理施設 (5) ろ過施設 (6) 抽出施設 (7) 分解施設 (8) 分離施設
	イ	化学工業	(1) 原料又は製品の洗浄施設 (2) 原料又は製品の冷却施設 (3) 浸せき施設 (4) 反応施設 (5) 分解施設 (6) 脱水施設 (7) 分離施設 (8) 沈でん施設 (9) ろ過施設 (10) 吸着施設(イオン交換施設を含む。) (11) 結晶析出施設 (12) ガス洗浄施設 (13) 抽出施設 (14) 発酵施設 (15) 蒸留施設 (16) 回収施設 (17) けん化施設 (18) 塩析施設 (19) 化学繊維の紡糸施設 (20) 電解施設 (21) 容器洗浄施設 (22) 混合施設 (23) 水簸施設
4	ア	窯業及び土石製品の製造業	(1) 水簸施設 (2) 調合又は混和の施設 (3) 成型施設 (4) 洗浄施設 (5) 薬品処理施設 (6) 研摩施設
	イ	鉄鋼業	(1) 洗炭施設 (2) 化成品による加工施設 (3) 溶剤又は洗剤による洗浄施設 (4) 熱処理施設

		(5)	ライニング施設
ウ	非鉄金属製造業	(1)	原料又は製品の洗浄施設
		(2)	選鉱施設
		(3)	圧延施設
		(4)	溶剤又は洗剤による洗浄施設
		(5)	排ガス冷却施設
		(6)	反応施設
		(7)	分解施設
		(8)	脱水施設
		(9)	分離施設
		(10)	沈でん施設
		(11)	ろ過施設
		(12)	結晶施設
		(13)	熱処理施設
エ	金属製品及び機械器具の製造業	(1)	圧延施設
		(2)	溶剤又は洗剤による洗浄施設
		(3)	電解施設
		(4)	熱処理施設
		(5)	成型施設
		(6)	塗装・水洗ブース施設
		(7)	電池用薬品充てん施設
5	その他の産業		給食業の用に供する給食用調理施設(排水量100m ³ /日以上のもの)

備考

次に掲げる施設は、指定施設から除く。

- 1 水質汚濁防止法第2条第5項の特定事業場に設置する施設
- 2 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設
- 3 電気事業法第2条第1項第12号に規定する電気工作物であって汚水を排出する施設

2 規制基準

(1) 第3条に定める物質による排出水の汚染状態に係る規制基準

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1リットルにつき1ミリグラム
鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム
6価クロム化合物	1リットルにつき6価クロム0.5ミリグラム
砒素及びその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム

アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	1リットルにつき0.003ミリグラム
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム
1,2 ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム
1,1 ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム
シス 1,2 ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム
1,1,1 トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム
1,1,2 トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム
1,3 ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム
セレン及びその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム

備考

「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号)に定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

(2) その他の排出水の汚染状態に係る規制基準

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	160(日間平均120)
化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	160(日間平均120)
浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(単位1リットルにつきミリグラム)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)(単位1リットルにつきミリグラム)	30
フェノール類含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	5
銅含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	3
亜鉛含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	5
溶解性鉄含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	10
溶解性マンガン含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	10
クロム含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	2

弗素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	15
大腸菌群数(単位1立方センチメートルにつき個)	日間平均 3,000
窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	120(日間平均60)
燐含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	16(日間平均8)

備考

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる規制基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての規制基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- この表に掲げる規制基準は、この規則の施行の際現に汚水に係る指定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に対しては、この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までは適用しない。

(3) 検定方法

(1)及び(2)に掲げる規制基準は、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法により検定した場合における検出値によるものとする。

別表第3(第5条、第6条関係) (昭47規則88・昭57規則34・昭61規則24・平9規則38・一部改正)

騒音に係る指定施設及び規制基準

1 指定施設

番号	記号	施設名	原動機の定格出力
1		金属加工機械	
	ア	圧延機械	22.5 キロワット未満のもの
	イ	ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	3.75 キロワット未満のもの
	ウ	せん断機	3.75 キロワット未満のもの
	エ	ブラスト(タンブラスト以外のもので密閉式のものに限る。)	
2		高速切断機(金属加工機械でといしを用いるものを除く。)及び プラズマ切断機	
3		研磨機(工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。 亜鉛版研磨機以外は、2台以上であること。)	
4		空気圧縮機及び送風機	1.5 キロワット以上 7.5 キロワット未満のもの
5		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	7.5 キロワット未満のもの
6		木材加工機械	
	ア	チップパー	2.25 キロワット未満のもの
	イ	帯のご盤	製材用にあつては、1.5 キロワット未満のもの、 木工用にあつては2.25 キロワット未満のもの
	ウ	丸のご盤	製材用にあつては1.5 キロワット未満のもの、 木工用にあつては2.25 キロワット未満のもの
	エ	かんな盤	2.25 キロワット未満のもの
7		クーリングタワー	3.75 キロワット以上のもの

備考

次に掲げる施設は、指定施設から除く。

- 鉱山保安法第2条第2項本文に規定する鉱山に係る施設
- 電気事業法第2条第1項第12号に規定する電気工作物であつて騒音を発生する施設
- ガス事業法第2条第10項に規定するガス工作物であつて騒音を発生する施設

2 指定工場等に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	時間の区分		
	午前 8 時から午後 7 時まで	午前 6 時から午前 8 時まで及び午後 7 時から午後 11 時まで	午後 11 時から翌日の午前 6 時まで
第 1 種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第 2 種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第 3 種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第 4 種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

- 1 騒音の測定場所は、指定工場等の敷地の境界線とする。
- 2 第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、それぞれ次に掲げる区域をいう。
 - (1) 第 1 種区域 騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 3 条第 1 項の規定に基づき、市長が指定した地域(以下「指定地域」という。)のうち、第 1 種区域
 - (2) 第 2 種区域 指定地域のうち、第 2 種区域
 - (3) 第 3 種区域 指定地域のうち、第 3 種区域
 - (4) 第 4 種区域 指定地域のうち、第 4 種区域
- 3 デシベルとは、計量法(平成 4 年法律第 51 号)別表第 2 に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 4 騒音の測定は、計量法第 72 条第 1 項の検定証印が付されている騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路は A 特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いるものとする。
- 5 騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の 90 パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第 4(第 8 条関係) (昭 57 規則 34・一部改正)

	届出の種類	届出書	添付書類
1	指定施設の設置・使用・構造等変更の届出(条例第 8 条第 1 項、第 9 条第 1 項及び第 10 条第 2 項)	指定施設設置(使用・変更)届出書	(1) ばい煙等に係る指定工場等の付近の見取図 (2) ばい煙等に係る指定工場等の敷地内の建物の配置図(騒音に係るもののみ。)及び指定施設の配置図 (3) ばい煙に係る指定施設の構造概要図(主要寸法を記載のこと。) (4) ばい煙に係る処理施設の構造概要図(主要寸法を記載のこと。) (5) 煙道に排ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所を示す図面(ばい煙に係るもののみ。) (6) 汚水に係る処理施設の設置場所を示す図面 (7) 汚水に係る指定工場等における排水の系統(排水口の位置及び排出先を含む。)を示す図
2	氏名等の変更の届出(条例第 10 条第 1 項)	氏名(名称・住所・所在地)変更届出書	
3	指定施設の使用廃止の届出(条例第 10 条第 1 項)	指定施設使用廃止届出書	

4	指定施設に係る届出者の地位の承継の届出(条例第13条第3項)	承継届出書	
5	緊急時におけるばい煙量減少計画の届出(条例第18条第2項)	緊急時におけるばい煙量減少計画届出書	
6	公害防止担当者の届出(条例第25条)	公害防止担当者氏名届出書	

別記様式(第14条関係) (平8規則50・全改)
(表)

	第		号	
立 入 検 査 員 証				
所 属				写 真
職 名				
氏 名				
年 月 日 生				
上記の者は、北九州市公害防止条例第21条第1項及び第21条の2第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。				
有効期限				
年 月 日 発行				
年 月 日 まで				
北九州市長				印
12センチメートル				

(裏)

<p>北九州市公害防止条例(抜粋)</p> <p>(報告の徴収及び検査)</p> <p>第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定施設又は指定工場等を設置している者に対し、指定施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該指定工場等に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第21条の2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、他の法令若しくはこの条例による規制の対象とされていない施設、工場、事業場若しくは作業場を設置している者に対し、当該施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は関係職員に、当該工場、事業場若しくは作業場に立ち入り当該施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p>

目次

第 1 章	総則(第 1 条 第 5 条)
第 2 章	環境影響評価技術指針(第 6 条)
第 3 章	環境影響評価方法書の作成等(第 7 条 第 10 条)
第 4 章	環境影響評価の実施等(第 11 条 第 16 条)
第 5 章	環境影響評価書の作成等(第 17 条 第 19 条)
第 6 章	対象事業の内容の変更等(第 20 条 第 22 条)
第 7 章	事後調査等(第 23 条 第 26 条)
第 8 章	環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等(第 27 条・第 28 条)
第 9 章	法対象事業に対する準用(第 29 条)
第 10 章	環境影響評価審査会(第 30 条)
第 11 章	雑則(第 31 条 第 40 条)
	付則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、土地の形状の変更、工作物の新設等について環境影響評価及び事後調査に関する手続その他所要の事項を定め、環境影響評価、事後調査その他の手続の適切かつ円滑な実施を図ることにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって良好な環境の保全と現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境影響評価事業(特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更(これと併せて行うしゅんせつを含む。)並びに工作物の新設及び増改築をいう。以下同じ。)の実施が環境に及ぼす影響(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動が当該事業の目的に含まれる場合には、これらの活動に伴って生ずる影響を含む。以下単に「環境影響」という。)について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。

(2) 対象事業別表に掲げる事業であって、規則で定める要件に該当するものをいう。ただし、環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号。以下「法」という。)第 2 条第 2 項に規定する第一種事業及び法第 4 条第 3 項第 1 号(法第 39 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の措置がとられた法第 2 条第 3 項に規定する第二種事業(法第 4 条第 4 項(法第 39 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))及び法第 29 条第 2 項(法第 40 条第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)において準用する法第 4 条第 3 項第 2 号の措置がとられたものを除く。)(以下「法対象事業」という。)に該当するものを除く。

(3) 事業者対象事業を実施しようとする者をいう。

(4) 事後調査事業者が対象事業に着手した後に対象事業が環境に及ぼす影響について調査することをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、環境の保全についての配慮が適正になされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続が適切かつ円滑に行われるように努めなければならない。

2 市は、市が実施する事業で環境に影響を及ぼすおそれがあるものについては、当該事業に係る基本的な構想又は計画を策定するに際して、環境の保全について適正な配慮をするように努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、対象事業の実施に当たり、環境の保全について適正な配慮がなされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続を誠実に履行するように努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、環境の保全について適正な配慮がなされるように、環境影響評価、事後調査その他の手続の適切かつ円滑な実施に協力するように努めなければならない。

第2章 環境影響評価技術指針

(環境影響評価技術指針)

第6条 市長は、環境影響評価及び事後調査に関し、次に掲げる事項を記載した技術上の指針(以下「技術指針」という。)を定めるものとする。

- (1) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (2) 環境保全の目標
- (3) 事後調査の手法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境影響評価及び事後調査に関する事項

2 市長は、技術指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

3 市長は、技術指針を定め、又は変更した場合は、これを公告するものとする。

第3章 環境影響評価方法書の作成等

(環境影響評価方法書の作成)

第7条 事業者は、対象事業に係る環境影響評価を行う方法について、技術指針に基づき、次に掲げる事項を記載した環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、目的及び内容
- (3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
- (4) 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法(当該手法が決定されていない場合にあっては、対象事業に係る環境影響評価の項目)

(方法書の提出、公告及び縦覧)

第8条 事業者は、前条の規定により方法書を作成したときは、市長に対し、当該方法書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により方法書の提出があったときは、その旨及び縦覧場所を公告し、当該方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(方法書についての意見書の提出等)

第9条 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条第2項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

(方法書についての市長の意見等)

第10条 市長は、第8条第1項の規定により方法書の提出があったときは、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

第4章 環境影響評価の実施等

(環境影響評価の項目等の選定)

第11条 事業者は、前条第1項の市長の意見を勘案するとともに、第9条第1項の意見に配慮して第7条第4号に掲げる事項に検討を加え、技術指針で定めるところにより、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定しなければならない。

(環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成)

第12条 事業者は、前条の規定により選定した項目及び手法に基づいて、技術指針で定めるところにより、環境影響評価を行い、その結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価準備書(以下「準備書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第7条第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 第9条第1項の意見の概要
- (3) 第10条第1項の意見
- (4) 前2号の意見についての事業者の見解
- (5) 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- (6) 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果を環境影響評価の項目ごとに取りまとめたもの(環境影響評価を行ったにもかかわらず環境影響の内容及び程度が明らかとならなかった項目に係るものを含む。)
- (7) 環境の保全のための措置(当該措置を講ずることとするに至った検討の状況を含む。)
- (8) 前号に掲げる措置が将来判明すべき環境の状況に応じて講ずるものである場合には、当該環境の状況の把握のための措置
- (9) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価
- (10) 環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価に関して必要な事項

(準備書の提出、公告及び縦覧)

第13条 事業者は、前条の規定により準備書を作成したときは、市長に対し、当該準備書及びこれを要約した書類(以下「要約書」という。)を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により準備書及び要約書の提出があったときは、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域(以下「関係地域」という。)を定め、当該準備書及び要約書の提出があった旨、縦覧場所及び関係地域を公告し、当該準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(説明会の開催等)

第14条 事業者は、前条第2項の縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を市民に周知させるための説明会(以下「説明会」という。)を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において説明会を開催することができる。

2 事業者は、前項の規定により説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに市民に周知を図るとともに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業者は、天災その他その責めに帰することができない事由により、前項に規定する説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、前条第2項の縦覧期間内に要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を市民に周知させるように努めなければならない。

(準備書についての意見書の提出等)

第15条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第13条第2項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、市長に対し、意見書を提出することができる。

2 市長は、前項の規定により意見書の提出があったときは、当該意見書を事業者に送付するものとする。

(準備書についての市長の意見等)

第16条 市長は、第13条第1項の規定により準備書の提出があったときは、環境影響評価審査会の意見を聴いて、規則で定める期間内に、事業者に対し、当該準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するとともに、当該意見書を事業者に送付するものとする。

第5章 環境影響評価書の作成等

(環境影響評価書の作成)

第17条 事業者は、前条第1項の市長の意見を勘案するとともに、説明会における意見及び第15条第1項の意見に配慮して準備書の記載事項について検討を加え、当該記載事項について修正が必要であると認めるときは、当該記載事項に必要な修正を加えた上で、次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下「評価書」という。)を作成しなければならない。

- (1) 第12条各号に掲げる事項
- (2) 説明会における意見の概要
- (3) 第15条第1項の意見の概要
- (4) 前条第1項の意見
- (5) 前2号の意見についての事業者の見解

(評価書の提出、公告及び縦覧)

第18条 事業者は、前条の規定により評価書を作成したときは、市長に対し、当該評価書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により評価書の提出があったときは、その旨及び縦覧場所を公告し、当該評価書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するものとする。

(対象事業の実施の制限)

第19条 事業者は、前条第2項の規定による公告がなされるまでは、対象事業を実施してはならない。

第6章 対象事業の内容の変更等

(対象事業の内容の変更等の届出)

第20条 事業者(対象事業に着手した者を含む。次条、第23条、第31条及び第36条から第38条までにおいて同じ。)は、第8条第1項の規定による方法書の提出後、事後調査が終了するまでの間において第17条各号に掲げる事項を変更し、又は対象事業を廃止しようとするときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出の内容を公告するものとする。

(環境影響評価その他の手続の再実施)

第21条 市長は、前条第1項の規定により変更の届出があった場合において、当該変更後の対象事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、事業者に対し、既に完了している環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施を求めるものとする。

2 第19条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。

(事情変更による手続の再実施)

第22条 市長は、事業者が対象事業に着手しようとする場合において、関係地域の環境の状況が第18条第2項の規定による公告がなされた時と比較して著しく変化していることにより環境の保全上必要があると認めるときは、当該事業者に対し、既に完了している環境影響評価その他の手続の全部又は一部の再実施を求めるものとする。

2 第19条の規定は、前項の規定により環境影響評価その他の手続が行われる対象事業について準用する。

第7章 事後調査等

(対象事業の着手等の届出)

第23条 事業者は、対象事業に着手するとき、又は対象事業を完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事後調査計画書の作成)

第24条 事業者は、対象事業に着手するときは評価書に記載された環境影響評価の項目について、技術指針に基づき、事後調査を実施するための計画書(以下「事後調査計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。

(事後調査の実施等)

第25条 対象事業に着手した者は、事後調査計画書に基づいて事後調査を行い、その結果を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(事後調査に係る市長の助言等)

第26条 市長は、事後調査の結果により環境の保全上必要があると認めるときは、対象事業に着手した者に対し、環境の保全上必要な措置を講ずるように助言し、又は指導することができる。

2 市長は、前項の規定による助言又は指導に当たっては、必要に応じ環境影響評価審査会の意見を聴くものとする。

第8章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第27条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、環境影響評価、事後調査その他の手続を、規則で定める。

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続)

第28条 北九州港に係る港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第1項の港湾管理者は、北九州港に係る同法第3条の3第1項に規定する港湾計画(以下「港湾計画」という。)の変更のうち、規則で定める要件に該当する内容のものを行おうとするときは、当該変更に係る港湾計画について、第12条から第18条までの例により環境影響評価その他の手続を行うものとする。

第9章 法対象事業に対する準用

(法対象事業に対する準用)

第29条 第20条第1項及び第7章の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、同項中「第8条第1項の規定による方法書の提出後」とあるのは「法対象事業に着手した後」と読み替えるものとする。

第10章 環境影響評価審査会

(環境影響評価審査会)

第30条 市に、環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、この条例の施行に関し必要な技術的事項を調査審議するものとする。

3 審査会の委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 審査会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第11章 雑則

(手続の承継)

第31条 第20条第1項の規定による届出があった場合で、当該届出に係る事業者の変更があったときは、当該変更前の事業者が行った環境影響評価、事後調査その他の手続は変更後の事業者が行ったものとみなし、当該変更前の事業者について行われた環境影響評価、事後調査その他の手続は当該変更後の事業者について行われたものとみなす。

(対象事業以外の事業の環境影響評価、事後調査その他の手続)

第32条 市長は、対象事業以外の事業(法対象事業を除く。)について、当該事業の実施が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審査会の意見を聴いて、当該事業を実施しようとする者に対し、この条例の規定の例による環境影響評価、事後調査その他の手続を求めることができる。

(近隣地方公共団体との協議)

第33条 市長は、対象事業の実施が近隣の市町村の区域の環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続の実施について、あらかじめ、当該市町村の長と協議するものとする。

(法の規定に基づく市長の意見)

第34条 市長は、法第10条第2項(法第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定により意見を求められたときは、審査会の意見を聴き、書面により意見を述べるものとする。

2 市長は、前項の規定により意見書を作成したときは、その内容を公告するものとする。

(化学物質に関する書類)

第35条 市長は、規則で定める化学物質を取り扱う工場又は事業場の建設事業に係る事業者に対し、準備書の提出時に併せて、当該準備書とは別に当該化学物質による環境汚染の未然防止に関する書類の提出を求めることができる。

2 事業者は、前項の求めがあったときは、市長が別に定めるところにより同項の書類を作成して、市長に提出しなければならない。

(助言又は指導)

第36条 市長は、第26条第1項に定める場合を除くほか、環境の保全上必要があると認めるときは、環境影響評価その他の手続又は措置について、事業者に対し、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第37条 市長は、事業者が第26条第1項又は前条の規定による助言又は指導に従わないときは、必要に応じ審査会の意見を聴いて、事業者に対し、必要な手続又は措置を行うように勧告することができる。

(公表)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者その他の規則で定める事項を、公表することができる。

(1) 事業者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 事業者が前条の規定による勧告に従わないとき。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表されるべき事業者にその理由を通知し、意見の聴取及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(適用除外)

第39条 この条例の規定は、次に掲げる事業については、適用しない。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業

(2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業

(3) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に準じる事業として市長が認めるもの

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成10年規則第47号で平成11年6月12日から施行。ただし、第1条、第2条、第2章、第10章及び別表の規定は、平成10年6月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際、当該施行により新たに対象事業となる事業について、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)までに当該事業の実施に関する環境への配慮が必要な事業として別に市長が定めた事業に関し必要な事項を記載した書類の提出があったときは、この条例の規定に基づく相当の手續を完了したものとみなす。

3 対象事業であって次に掲げるもの(事業の実施に関する環境への配慮が必要な事業として別に市長が定めた事業を除く。)については、この条例の規定は適用しない。

- (1) 施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの
- (2) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に都市計画法に基づく都市計画決定がなされたもの
- (3) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に免許、特許、許可、認可又は承認が与えられたもの
- (4) 施行日から起算して6月を経過する日までの間に国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項第1号の補助金及び同項第2号の負担金をいう。)の交付の決定がなされたもの

別表

- (1) 法第2条第2項第1号に掲げる事業の種類(同号又を除く。)のいずれかに該当する事業であって、同項第2号のいずれかに該当する事業
- (2) 工業団地の造成事業
- (3) 住宅団地の造成事業
- (4) 工場又は事業場の建設事業
- (5) 廃棄物処理施設の建設事業
- (6) 運動施設又はレジャー施設の建設事業
- (7) 大規模建築物の建設事業
- (8) 土石又は鉱物の採取事業
- (9) 土地の造成事業
- (10) 前各号に掲げる事業のほか、環境に著しい影響を及ぼすものとして規則で定める事業

北九州市環境影響評価条例施行規則

平成 11 年 6 月 10 日

規則第 33 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 環境影響評価方法書(第 3 条 第 6 条)
- 第 3 章 環境影響評価準備書等(第 7 条 第 11 条)
- 第 4 章 環境影響評価書(第 12 条・第 13 条)
- 第 5 章 対象事業の内容の変更等の届出(第 14 条)
- 第 6 章 対象事業の着手等の届出等(第 15 条・第 16 条)
- 第 7 章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等(第 17 条・第 18 条)
- 第 8 章 雑則(第 19 条 第 22 条)
- 付則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別に定めがあるもののほか、北九州市環境影響評価条例(平成 10 年北九州市条例第 11 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業の要件)

第 2 条 条例第 2 条第 2 号の規則で定める要件は、別表第 1 の左欄に掲げる事業ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第 2 章 環境影響評価方法書

(方法書の提出部数)

第 3 条 条例第 8 条第 1 項の規定により方法書を提出しようとするときは、市長が対象事業の事業内容等を勘案してその都度定める部数を提出しなければならない。

(方法書の縦覧)

第 4 条 条例第 8 条第 2 項の縦覧場所は、次に掲げるとおりとする。

(1) 北九州市環境局

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 環境影響評価方法書を縦覧しようとする者は、縦覧簿に氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記載しなければならない。ただし、北九州市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 17 年北九州市条例第 50 号)第 5 条第 1 項の規定により縦覧に供された環境影響評価方法書を縦覧しようとする場合は、この限りでない。

(平 18 規則 61・一部改正)

(方法書についての意見書の提出)

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定による意見書の提出は、環境影響評価方法書に係る意見書(第 1 号様式)により行わなければならない。

2 前項の環境影響評価方法書に係る意見書を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(方法書についての市長の意見の提出期間)

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規則で定める期間は、90 日間とする。

第3章 環境影響評価準備書等

(準備書の提出部数)

第7条 条例第13条第1項の規定により準備書及び要約書を提出する場合には、第3条の規定を準用する。

(準備書の縦覧)

第8条 条例第13条第2項の規定による準備書及び要約書の縦覧を行う場合には、第4条の規定を準用する。

(説明会の開催の市民への周知等)

第9条 事業者は、条例第14条第1項の規定により説明会を開催しようとするときは、市政だよりへの掲載、日刊新聞紙への掲載その他の方法により、次に掲げる事項について市民への周知を図らなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 説明会を開催する日時及び場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、説明会の開催に必要な事項

2 条例第14条第2項の規定による説明会の開催の届出は、説明会開催届出書(第2号様式)により行わなければならない。

(準備書についての意見書の提出)

第10条 条例第15条第1項の規定による意見書の提出は、環境影響評価準備書に係る意見書(第3号様式)により行わなければならない。

2 前項の環境影響評価準備書に係る意見書を外国語で記載するときは、日本語訳を添付しなければならない。

(準備書についての市長の意見の提出期間)

第11条 条例第16条第1項の規則で定める期間は、120日間とする。

第4章 環境影響評価書

(評価書の提出部数)

第12条 条例第18条第1項の規定により評価書を提出する場合には、第3条の規定を準用する。

(評価書の縦覧)

第13条 条例第18条第2項の規定による評価書の縦覧を行う場合には、第4条の規定を準用する。

第5章 対象事業の内容の変更等の届出

(対象事業の内容の変更等の届出)

第14条 条例第20条第1項の規定による対象事業の内容の変更の届出は、対象事業内容変更届出書(第4号様式)により行わなければならない。

2 条例第20条第1項の規定による対象事業の廃止の届出は、対象事業廃止届出書(第5号様式)により行わなければならない。

第6章 対象事業の着手等の届出等

(対象事業の着手等の届出)

第15条 条例第23条の規定による対象事業の着手の届出は、対象事業着手届出書(第6号様式)により行

わなければならない。

2 条例第 23 条の規定による対象事業の完了の届出は、対象事業完了届出書(第 7 号様式)により行わなければならない。

(事後調査計画書等の提出部数)

第 16 条 条例第 24 条の規定により事後調査計画書を提出する場合及び条例第 25 条の規定により事後調査の結果を記載した書類を提出する場合には、第 3 条の規定を準用する。

第 7 章 環境影響評価、事後調査その他の手続の特例等

(都市計画に定められる対象事業に関する特例)

第 17 条 条例第 27 条の規定により規則で定める都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業及び対象事業に係る施設が同条第 5 項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業(以下「都市計画対象事業」という。)に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、条例第 7 条から条例第 26 条まで、条例第 31 条、条例第 36 条及び条例第 37 条に定めるところにより行うものとする。この場合において、条例第 7 条から条例第 22 条までに定めるところにより行われる手続(条例第 20 条に定めるところにより行われる手続については、当該都市計画対象事業に着手する前までの手続に限る。)にあっては当該都市計画の決定又は変更をする者(以下「都市計画決定権者」という。)が当該都市計画対象事業に係る事業者(当該都市計画対象事業に着手した者を含む。)に代わるものとして、条例第 20 条及び条例第 23 条から条例第 26 条までに定めるところにより行われる手続(条例第 20 条に定めるところにより行われる手続については、当該都市計画対象事業に着手する前までの手続を除く。)にあっては当該都市計画対象事業に係る事業者(当該都市計画対象事業に着手した者を含む。)自らが行うものとする。

2 前項の規定により環境影響評価、事後調査その他の手続を行う場合における条例第 7 条から条例第 26 条まで、条例第 31 条、条例第 36 条及び条例第 37 条の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 7 条各号列記以外の部分及び第 1 号、第 8 条第 1 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 11 条、第 12 条各号列記以外の部分及び第 4 号、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項から第 3 項まで、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条各号列記以外の部分及び第 5 号、第 18 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 36 条	事業者	都市計画決定権者
第 7 条各号列記以外の部分及び第 2 号から第 4 号まで、第 11 条、第 12 条第 9 号、第 13 条第 2 項、第 19 条(見出しを含む。)、第 6 章章名、第 20 条見出し及び第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までを除く。)、第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 22 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条(見出しを含む。)、第 24 条、第 25 条、第 26 条第 1 項	対象事業	都市計画対象事業
第 8 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 18 条第 2 項	市長	都市計画決定権者
第 8 条第 2 項、第 13 条第 2 項、第 18 条第 2 項	の提出があった	を提出した
第 20 条第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までに限る。)	事業者(対象事業に着手した者を含む。次条、第 23 条、第 31 条及び第 36	都市計画決定権者

	条から第 38 条までにおいて同じ。)	
第 20 条第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までに限る。)	事後調査が終了する	都市計画対象事業に着手する前
第 20 条第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までに限る。)	対象事業を	都市計画対象事業を
第 20 条第 1 項(都市計画対象事業に着手する前までを除く。)	第 8 条第 1 項の規定による方法書の提出後	都市計画対象事業に着手した後
第 37 条	第 26 条第 1 項又は前条	第 26 条第 1 項

3 都市計画決定権者は、都市計画についての都市計画法第 17 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による広告及び縦覧を行うときは、前項の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 2 項の規定により都市計画決定権者が行う公告の日から同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までの間に行うように努めるものとする。

4 第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 18 条第 2 項の規定により都市計画決定権者が行う広告は、都市計画法第 20 条第 1 項(同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による告示と併せて行うように努めるものとする。

5 前各項の規定による都市計画対象事業に係る環境影響評価、事後調査その他の手続については、第 3 条から第 16 条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 3 条、第 9 条第 1 項第 2 号、第 5 章章名、第 14 条見出し、第 1 項及び第 2 項、第 6 章章名、第 15 条見出し、第 1 項及び第 2 項	対象事業	都市計画対象事業
第 9 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 1 号	事業者	都市計画決定権者

(港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の対象となる要件)

第 18 条 条例第 28 条の規則で定める要件は、変更後の港湾計画に定められる港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全(以下「港湾開発等」という。)の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域(当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積の合計が 150 ヘクタール以上である港湾計画の変更(環境影響評価法(平成 9 年法律第 81 号)第 48 条第 1 項の規定により港湾環境影響評価その他の手続が行われるものを除く。)とする。

2 条例第 28 条の規定により、港湾管理者が港湾計画に係る環境影響評価その他の手続を行う場合に例によることとされる条例第 12 条から第 18 条までについての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 12 条各号列記以外の部分、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項から第 3 項まで、第 15 条第 2 項、第 16 条第 1 項及び第 2 項、第 17 条各号列記以外の部分、第 18 条第 1 項	事業者	港湾管理者

第12条第1号	第7条第1号から第3号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所、条例第28条に規定する港湾計画に係る環境影響評価その他の手続の対象となる変更に係る港湾計画(以下「対象港湾計画」という。)の名称並びに対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
第12条第9号、第13条第2項	対象事業	対象港湾計画

第8章 雑則

(化学物質の種類)

第19条 条例第35条第1項の規則で定める化学物質は、別表第2のとおりとする。

(公表することができる事項)

第20条 条例第38条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 公表の理由
- (4) 条例第38条第2項の規定により聴取された事業者の意見
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 条例第38条第1項の規定による公表は、前項に掲げる事項を公告することにより行うものとする。

(規則で定める事業)

第21条 条例別表第10号の規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第7条第1項又は第8条第1項に規定する道路(以下「県道等」という。)の新設及び改築の事業
- (2) 森林法(昭和26年法律第249号)第4条第2項第4号に規定する林道(以下「林道」という。)の新設の事業
- (3) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場(以下「下水道終末処理場」という。)の設置及びその規模の変更の事業

(委任)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則

この規則は、平成11年6月12日から施行する。

付 則(平成16年3月17日規則第17号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年6月30日規則第66号)

この規則は、平成16年7月1日から施行する。

付 則(平成17年9月8日規則第81号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

付 則(平成18年5月25日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

事業	要件
1 条例別表第1号に掲げる事業	<p>(1) 道路の新設及び改築の事業</p> <p>ア 車線の数が4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である道路法第5条第1項に規定する道路(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第12条第1項第4号に規定する首都高速道路若しくは阪神高速道路又は道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第12条第1項に規定する指定都市高速道路であるものを除く。以下「一般国道」という。)の新設の事業</p> <p>イ 道路の区域を変更して車線の数を増加させ又は新たに道路を設ける場合における車線の数増加に係る部分(改築後の車線の数4以上であるものに限り。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数4以上であるものに限り。)の長さの合計が5キロメートル以上である一般国道の改築の事業</p>
(2) 河川に関するダムの新築、堰の新築及び改築の事業並びに河川工事の事業でダム新築等事業でないもの	<p>ア 河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)第2条第2号のサーチャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位)における貯水池の水面の面積が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業</p> <p>イ 計画湛水位(堰の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰によってたたくこととした流水の最高の水位で堰の直上流部におけるものをいう。)における湛水区域の面積(以下「湛水面積」という。)が50ヘクタール以上である堰の新築の事業</p> <p>ウ 改築後の湛水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰の改築の事業</p> <p>エ 50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業</p>
(3) 鉄道及び軌道の建設及び改良の事業	<p>ア 長さが5キロメートル以上である鉄道を設ける鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道(懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律第71号)第2条の新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号の新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。)の建設(同項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。)の事業</p> <p>イ 改良に係る部分の長さが5キロメートル以上である普通鉄道に係る鉄道施設の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限り。)の事業</p> <p>ウ 長さが5キロメートル以上である軌道を設ける軌道法(大正10年法律第76号)による新設軌道(普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限り。以下「新設軌道」という。)の建設の事業</p> <p>エ 改良に係る部分の長さが5キロメートル以上である新設軌道に係る線路の改良(本線路の増設(一の停車場に係るものを除く。)又は地下移設、高架移設その他の移設(軽微な移設を除く。)に限り。)の事業</p>
(4) 飛行場及びその施設の設置又は変更の事業	<p>ア 長さが1,250メートル以上である滑走路を設ける飛行場及びその施設の設置の事業</p> <p>イ 新設する滑走路の長さが1,250メートル以上である滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業</p> <p>ウ 延長後の滑走路の長さが1,250メートル以上であり、かつ、滑走路を250メートル以上延長する滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業</p>
(5) 事業用電気工作物であって発電用のものの設置又は変更の工事の事業	<p>ア 出力が1万5,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業</p> <p>イ 出力が1万5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業</p>

		ウ 出力が7万5,000キロワット以上である火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の設置の工事の事業
		エ 出力が7万5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所(地熱を利用するものを除く。)の変更の工事の事業
(6) 廃棄物最終処分場の設置並びにその構造及び規模の変更の事業	ア	埋立処分の用に供される場所の面積が15ヘクタール以上である廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場(以下「一般廃棄物最終処分場」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「産業廃棄物最終処分場」という。)の設置の事業
	イ	埋立処分の用に供される場所の面積が15ヘクタール以上増加する一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業
(7) 公有水面の埋立て及び干拓の事業		埋立て又は干拓に係る区域の面積が25ヘクタール以上である公有水面埋立法(大正10年法律第57号)による公有水面の埋立て又は干拓の事業
(8) 土地区画整理事業		都市計画法の規定により都市計画に定められ、かつ、開発区域の面積が50ヘクタール以上である土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2条第1項に規定する土地区画整理事業である事業
(9) 新住宅市街地開発事業		開発区域の面積が50ヘクタール以上である新住宅市街地開発法(昭和38年法律第134号)第2条第1項に規定する新住宅市街地開発事業である事業
(10) 新都市基盤整備事業		開発区域の面積が50ヘクタール以上である新都市基盤整備法(昭和47年法律第86号)第2条第1項に規定する新都市基盤整備事業である事業
(11) 流通業務団地造成事業		開発区域の面積が50ヘクタール以上である流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業である事業
(12) 宅地の造成事業	ア	開発区域の面積が50ヘクタール以上である独立行政法人都市再生機構が行う宅地の造成の事業
	イ	開発区域の面積が50ヘクタール以上である独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う宅地の造成の事業
2 条例別表第2号に掲げる事業	工業団地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項第3号イに規定する工業団地の造成の事業
3 条例別表第3号に掲げる事業	住宅団地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である住宅団地(住宅の用に供するための敷地及びこれらに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地をいう。)の造成の事業
4 条例別表第4号に掲げる事業	工場又は事業場(以下「工場等」という。)の建設事業	ア 排出ガス量(温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が1時間当たり4万立方メートル以上である工場等の設置の事業
		イ 排出水量(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域に排出される水の最大量をいう。以下同じ。)が1日当たり5,000立方メートル以上である工場等の設置の事業
		ウ 排出ガス量が1時間当たり4万立方メートル以上増加することとなる工場等の規模の変更の事業
		エ 排出水量が1日当たり5,000立方メートル以上増加することとなる工場等の規模の変更の事業
5 条例別表第5号に掲げる事業	廃棄物処理施設の建設事業	ア 焼却による処理能力が1日当たり50トン以上である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(以下「一般廃棄物処理施設」という。)又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(以下「産業廃棄物処理施設」という。)の設置の事業

		イ 処理能力が1日当たり50トン以上増加することとなる一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の規模の変更の事業
6 条例別表第6号に掲げる事業	運動施設又はレジャー施設の建設事業	開発区域の面積が20ヘクタール以上である運動施設又はレジャー施設の建設の事業
7 条例別表第7号に掲げる事業	大規模建築物の建設事業	ア 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第4号に規定する延べ面積が10万平方メートル以上である建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の建設の事業
		イ 建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定する建築物の高さが100メートル以上である建築物の建設の事業
8 条例別表第8号に掲げる事業	土石又は鉱物の採取事業	土石(土、砂利(砂及び玉石を含む。))及び採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石をいう。以下同じ。)又は鉱物(鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条に規定する鉱物をいう。以下同じ。)の採取(土石にあっては陸域部分で行われるものに、鉱物にあっては露天掘りの方法によるものに限る。)の用に供する場所及びこれと一体として設けられる採取した土石若しくは鉱物の保管、移送若しくは搬出の作業の実施、土石若しくは鉱物の採取その他の作業の実施に伴って発生する廃棄物若しくは排水の処理又は土石若しくは鉱物の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止上の必要とされる場所とを合わせた面積が20ヘクタール以上である土石又は鉱物の採取の事業
9 条例別表第9号に掲げる事業	土地の造成事業	開発区域の面積が50ヘクタール以上である土地の造成の事業
10 条例別表第10号に掲げる事業	(1) 道路の新設及び改築の事業	ア 車線の数4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である県道等の新設の事業 イ 道路の区域を変更して車線を増加させ又は新たに道路を設ける場合における車線の数の増加に係る部分(改築後の車線の数4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数4以上であるものに限る。)の長さの合計が5キロメートル以上である県道等の改築の事業
	(2) 林道の新設の事業	車線の数2以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である林道の新設の事業
	(3) 下水道終末処理場の設置及びその規模の変更の事業	ア 計画処理人口が15万人以上である下水道終末処理場の設置の事業 イ 計画処理人口が15万人以上増加することとなる下水道終末処理場の規模の変更の事業

別表第2 (第19条関係)

- (1) 亜鉛及びその化合物
- (2) アクリルアミド
- (3) アクリル酸及びそのエステル
- (4) アクリロニトリル
- (5) アクロレイン
- (6) アジピン酸
- (7) アジピン酸ジ 2 エチルヘキシル
- (8) 亜硝酸及びその化合物
- (9) アセトアミド
- (10) アセトアルデヒド
- (11) アセトニトリル
- (12) アセトン
- (13) アセフェート
- (14) アゾベンゼン
- (15) アニシジン類
- (16) アニリン
- (17) アミトロール
- (18) アミノフェノール類
- (19) アラクロール
- (20) アリルアルコール
- (21) 3 アリルオキシ 1,2 ベンゾイソチアゾール 1,1 ジオキシド(別名プロベナゾール)
- (22) アリルグリシジルエーテル
- (23) アルキルフェノール類
- (24) アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム
- (25) アルジカルブ
- (26) アルファ, アルファ, アルファ トリフルオロ 3, イソプロポキシ o トルアニリド(別名フルトラニル)
- (27) アルファ, アルファ, アルファ トリフルオロ 2,6 ジニトロ N,N ジプロピル P トルイジン(別名トリフルラリン)
- (28) アルミニウム及びその化合物
- (29) 安息香酸
- (30) アンチモン及びその化合物
- (31) アンモニア
- (32) イソオクタン
- (33) イソデカノール
- (34) イソバレールアルデヒド
- (35) イソフェンホス
- (36) イソブチルアルコール
- (37) イソブレン
- (38) 4,4 イソプロピルアイデネジフェノール(別名ビスフェノールA)
- (39) イソプロピルアルコール
- (40) N イソプロピル 3 (3,5 ジクロロフェニル) 2,4 ジオキソイミダゾリジン 1 カルボキサミド(別名イプロジオン)
- (41) 0,0 イソプロピル S ベンジルホスホロチオアート(別名IBP又はイプロベンホス)
- (42) イソプロピルベンゼン
- (43) イソプロペニルベンゼン
- (44) 2 イソプロポキシフェニル N メチルカルバマート(別名PHC又はプロボキスル)
- (45) イソペンチルアルコール
- (46) イソホロン
- (47) 一酸化炭素
- (48) イブシロン カプロラクタム
- (49) インジウム及びその化合物
- (50) ウレタン
- (51) エスフェンバレレート
- (52) エタノールアミン類
- (53) N エチルアニリン
- (54) エチルアミン類
- (55) エチルエーテル
- (56) 0 エチル 0 (6 ニトロ m トリル) sec ブチルホスホロアミドチオアート(別名ブタミホス)
- (57) エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)
- (58) S エチル 1 ペルヒドロアゼピンカルバマート(別名モリネート)
- (59) エチルベンゼン
- (60) エチレン
- (61) エチレンイミン
- (62) エチレングリコール
- (63) エチレングリコールモノアルキルエーテル類
- (64) エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
- (65) エチレンクロロヒドリン
- (66) エチレンジアミン四酢酸
- (67) エチレンビス(ジチオカルバミド酸)亜鉛(別名ジネブ)
- (68) エチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガンと亜鉛イオンの錯化合物(別名マンゼブ)
- (69) エチレンビス(ジチオカルバミド酸)マンガン(別名マンネブ)
- (70) 1,1, エチレン 2,2, ビピリジルジイリウムジプロミド(別名ジクワット)
- (71) (RS) 2 (1 エトキシイミノブチル) 5 [2 (エチルチオ)プロピル] 3 ヒドロキシ 2 シクロヘキセン 1 オン(別名セトキシジム)
- (72) 2 (4 エトキシフェニル) 2 メチルプロピル 3 フェノキシベンジルエーテル(別名エトフェンブロックス)

- (73) エピクロロヒドリン
- (74) 1,2 エポキシプロパン
- (75) 塩化アリル
- (76) 塩化アルキルジメチルベンジルアンモニウム
- (77) 塩化エチル水銀
- (78) 塩化ジメチルカルバモイル
- (79) 塩化水素
- (80) 塩化パラフィン
- (81) 塩化ビニル
- (82) 塩化ベンザル
- (83) 塩化ベンジル
- (84) 塩化メチル
- (85) 塩化メチル水銀
- (86) 塩素
- (87) オーラミン
- (88) 黄リン
- (89) オクタクロロステレン
- (90) 1,2,4,5,6,7,8,8 オクタクロロ 2,3,3a,4,7,7a ヘキサヒドロ 4,7 メタノ 1H インデン、1,4,5,6,7,8,8 ヘプタクロロ 3a,4,7,7a テトラヒドロ 4,7 メタノ 1H インデン及びこれらの類縁化合物の混合物(別名クロルデン類)
- (91) 1 オクタノール
- (92) 1 オクテン
- (93) オルト トリジン
- (94) オルト トルイジン
- (95) オルト フタロジニトリル
- (96) オルト メトキシフェノール
- (97) オレフィンスルホン酸塩
- (98) カテコール
- (99) カドミウム及びその化合物
- (100) カルバリル
- (101) カルボフラン
- (102) ギ酸
- (103) ギ酸メチル
- (104) キシリジン類
- (105) キシレノール類
- (106) キシレン類
- (107) キノリン
- (108) 銀及びその化合物
- (109) グリオキサール
- (110) グリホサート
- (111) グルタルアルデヒド
- (112) クレゾール類
- (113) クロトンアルデヒド
- (114) クロム(六価)及びその化合物
- (115) クロム(六価以外)及びその化合物
- (116) クロルニトロフェン
- (117) クロロアニリン類
- (118) クロロエタン
- (119) 2 クロロ 4 エチルアミノ 6 イソプロピルアミノ 1,3,5 トリアジン(別名アトラジン)
- (120) 2 (4 クロロ 6 エチルアミノ 1,3,5 トリアジン 2 イルアミノ) 2 メチルプロピオニトリル(別名シアナジン)
- (121) クロロ酢酸及びそのエステル
- (122) 1 クロロ 2,4 ジニトロベンゼン
- (123) クロロジプロモメタン
- (124) クロロスルホン酸
- (125) クロロタロニル
- (126) クロロトルエン類
- (127) クロロニトロベンゼン類
- (128) クロロピクリン
- (129) 2 クロロ 4,6 ビス(エチルアミノ) s トリアジン(別名シマジン)
- (130) クロロプレン
- (131) 1 クロロ 3 プロモプロパン
- (132) S 4 クロロベンジル=N,N ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
- (133) クロロホルム
- (134) 4 クロロ 3 メチルフェノール
- (135) クロロメチルメチルエーテル
- (136) ケボン
- (137) ケルセン
- (138) 酢酸エステル類
- (139) 三塩化リン
- (140) 酸化エチレン
- (141) 4,4 ジアミノジフェニルメタン
- (142) 2,4 ジアミノトルエン
- (143) ジ(アルファ-メチルベンジル)フェノール
- (144) シアン及びシアン化合物
- (145) ジイソプロピル 1,3 ジチオラン 2 イリデンマロナート(別名イソプロチオラン)
- (146) 0,0 ジエチル 0 (2 イソプロピル 6 メチルピリミジン 4 イル)ホスホロチオアート(別名ダイアジノン)
- (147) 0,0 ジエチル S 2 (エチルチオ)エチルホスホロジチオアート(別名ジスルホトン又はエチルチオメトン)
- (148) 0,0 ジエチル 0 3,5,6 トリクロロ 2 ピリジンホスホロチオアート(別名クロルピリホス)
- (149) ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)
- (150) 0,0 ジエチル 0 (5 フェニル 3 イソオキサゾリル)ホスホロチオアート(別名イソキサチオン)
- (151) ジエチルベンゼン類

- (152) ジエチレングリコール
- (153) 四塩化炭素
- (154) 1,4 ジオキサン
- (155) シクロヘキサノール
- (156) シクロヘキサノン
- (157) シクロヘキシルアミン
- (158) シクロペンタジエン
- (159) シクロペンタン
- (160) ジクロロアニリン類
- (161) ジクロロエタン類
- (162) ジクロロエチレン類
- (163) 3,3 ジクロロ 4,4 ジアミノジフェニルメタン
- (164) 3,5 ジクロロ N (1,1 ジメチル 2 プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
- (165) 1,4 ジクロロ 2 ニトロベンゼン
- (166) 2,2 ジクロロビニルジメチルホスフェイト(別名ジクロルボス)
- (167) 3 (3,5 ジクロロフェニル) 5 メチル 5 ビニル 2,4 オキサゾリジンジオン(別名ピンクロゾリン)
- (168) ジクロロフェノール類
- (169) 1,3 ジクロロ 2 プロパノール
- (170) ジクロロプロパン類
- (171) 1,3 ジクロロプロペン
- (172) 3,3 ジクロロベンジジン
- (173) ジクロロベンゼン類
- (174) ジクロロメタン
- (175) ジシクロヘキシルアミン
- (176) ジシクロペンタジエン
- (177) 2,4 ジニトロアニリン
- (178) ジニトロトルエン類
- (179) 2,4 ジニトロフェノール
- (180) ジニトロベンゼン類
- (181) S 2,3 ジヒドロ 5 メトキシ 2 オキソ 1,3,4 チアジアゾール 3 イルメチル 0,0 ジメチルホスホロジチオアート(別名メチダチオン)
- (182) ジフェニルアミン
- (183) ジフェニルエーテル
- (184) ジフェニルスズ化合物
- (185) ジフェニルメタン
- (186) 2,6 ジ tert ブチル 4 エチルフェノール
- (187) ジブチルスズ化合物
- (188) 2,6 ジ tert ブチル 4 メチルフェノール
- (189) 1,2 ジプロモエタン
- (190) 1,2 ジプロモ 3 クロロプロパン
- (191) シベルメトリン
- (192) ジベンジルエーテル
- (193) ジベンゾフラン
- (194) ジボラン
- (195) N,N ジメチルアニリン
- (196) ジメチルアミノアゾベンゼン
- (197) S,S 2 ジメチルアミノトリメチレンビス(チオカルバマート)塩酸塩(別名カルタップ)
- (198) ジメチルエーテル
- (199) S,S ジメチル 2 ジフルオロメチル 4 イソブチル 6 トリフルオロメチルピリジン 3,5 ジカルボチアート(別名ジチオピル)
- (200) ジメチルスルホキシド
- (201) 0,0 ジメチル 0 3,5,6 トリクロロ 2 ピリジルホスホロチオアート(別名クロルピリホスメチル)
- (202) 1,1 ジメチルヒドラジン
- (203) 1,1 ジメチル 4,4 ビピリジニウムジクロリド(別名パラコート)
- (204) ジメチル 4,4 o フェニレンビス(3 チオアロファナート)(別名チオファネートメチル)
- (205) N,N ジメチルホルムアミド
- (206) 0,0 ジメチル S メチルカルバモイルメチルホスホロジチオアート(別名ジメトエート)
- (207) 0,0 ジメチル 0 (3 メチル 4 ニトロフェニル)ホスホロチオエート(別名フェニトロチオン)
- (208) 臭化水素酸
- (209) 臭化ビニルモノマー
- (210) 臭化メチル
- (211) シュウ酸
- (212) 臭素
- (213) 硝酸及びその化合物
- (214) ジンクビス(ジメチルジチオカルバマート)(別名ジラム)
- (215) 水銀及びその化合物(塩化エチル水銀及び塩化メチル水銀を除く。)
- (216) スズ及びその化合物(トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物を除く。)
- (217) スチレンオキサイド
- (218) スチレンポリマー
- (219) スチレンモノマー
- (220) セリウム及びその化合物
- (221) セレン及びその化合物
- (222) ターフェニル類
- (223) 多環芳香族炭化水素類
- (224) 多環芳香族ニトロ化合物類
- (225) タリウム及びその化合物
- (226) 炭化ケイ素
- (227) タングステン化合物

- (228) チオシアン酸ナトリウム
(229) チオ尿素
(230) チオフェン
(231) チオ硫酸ナトリウム
(232) チタン及びその化合物
(233) デカブロモジフェニルエーテル
(234) 1 デシルアルコール
(235) 1 デセン
(236) テトラエチレンペンタミン
(237) 1,1,2,2 テトラクロロエタン
(238) テトラクロロエチレン
(239) 4,5,6,7 テトラクロロフタリド(別名フサライド)
(240) テトラヒドロフラン
(241) テトラブロモビスフェノールA
(242) テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
(243) テルブチラジン
(244) テルル及びその化合物
(245) テレフタル酸
(246) 銅及びその化合物
(247) トキサフェン
(248) ドデカクロロドデカヒドロジメタノジベンゾシクロ
 オクテン
(249) トランス デカヒドロナフタレン
(250) トリ(アルファ-メチルベンジル)フェノール
(251) トリエタノールアミン
(252) トリエチレンテトラミン
(253) 1,3,5 トリグリシジルイソシアヌラート
(254) トリクロサン及び塩素付加体
(255) トリクロピル
(256) N (トリクロルメチルチオ) 4 シクロヘキセン 1,
 2 ジカルボキシミド(別名キャプタン)
(257) トリクロロエタン類
(258) トリクロロエチレン
(259) 2,4,6 トリクロロ 1,3,5 トリアジン
(260) 1,1,1 トリクロロ 2,2 ビス(4 クロロフェニ
 ル)エタン類(別名 DDT 類)
(261) トリクロロフェノール類
(262) 1,2,3 トリクロロプロパン
(263) トリクロロベンゼン類
(264) トリシクラゾール
(265) トリフェニルスズ化合物
(266) トリブチルスズ化合物
(267) 2,4,6 トリ tert ブチルフェノール
(268) 2,4,6 トリプロモフェノール
(269) トリメチルアミン
(270) トリメチルベンゼン類
(271) 2,2,4 トリメチル 1,3 ペンタンジオールジイ
 ソブチレート
(272) トルエン
(273) トルエンジイソシアネート
(274) トルエンスルホンアミド類
(275) トルクロホス・メチル
(276) ナフチルアミン類
(277) ナプロパミド
(278) 鉛及びその化合物
(279) 二酸化硫黄
(280) ニッケル及びその化合物
(281) ニトリロ三酢酸
(282) ニトロアニソール類
(283) ニトログリコール
(284) ニトロソアミン類
(285) N ニトロソ N メチル尿素
(286) N ニトロソモルホリン
(287) ニトロトルエン類
(288) ニトロフェノール類
(289) ニトロフェン
(290) ニトロベンゼン
(291) 乳酸ブチル
(292) 二硫化炭素
(293) ノニルアルコール
(294) ノネン
(295) ノルマルブチルベンゼン
(296) ノルマルラウリン酸
(297) バナジウム及びその化合物
(298) パラ クレシジン
(299) パラ クロロトルイジン及びその強酸塩
(300) パラジウム及びその化合物
(301) パラ tert ブチル安息香酸
(302) パラ プロモフェノール
(303) バリウム及びその化合物
(304) ピクリン酸
(305) 2,4 ビス(エチルアミノ) 6 メチルチオ 1,3,5
 トリアジン(別名シメトリン)
(306) ビス(2 エチルヘキシル)アミン
(307) ビス(8 キノリノラト)銅() (別名オキシ銅)
(308) ビス(2 クロロエチル)エーテル
(309) ビス(トリプロモフェノキシ)エタン
(310) 2,2 ビス〔4 (2 ヒドロキシ) 3,5 ジプロモフ
 ェニル〕プロパン
(311) 砒素及びその化合物
(312) ヒドラジン
(313) 4 ヒドロキシ 4 メチル 2 ペンタノン
(314) ヒドロキシルアミン
(315) ヒドロキノ
(316) 2 ビニルピリジン
(317) ビフェニル

- (318) ピリジン
- (319) 1 フェニル 1 (3,4 ジメチルフェニル)エタン
- (320) N フェニル 1 ナフチルアミン
- (321) N フェニル 2 ナフチルアミン
- (322) フェニルヒドラジン
- (323) フェニレンジアミン類
- (324) フェノール
- (325) フェンチオン
- (326) フェンバレレート
- (327) ブタクロール
- (328) 1,3 ブタジエン
- (329) ブタナール
- (330) ブタノール類
- (331) フタル酸エステル類
- (332) 1,2 ブタンジオール
- (333) sec ブチルアミン
- (334) 0 3 tert ブチルフェニル 6 メトキシ 2 ピリジル(メチル)チオカルバマート(別名ピリプチカルブ)
- (335) フッ素及びその化合物
- (336) フマル酸
- (337) プラチナ及びその化合物
- (338) フルオレスセント・260
- (339) フルオレスセント・351
- (340) フルフラール
- (341) フルフリルアルコール
- (342) プレチラクロール
- (343) プロパナール
- (344) 1 プロパノール
- (345) プロピオン酸
- (346) プロピレンイミン
- (347) プロピレングリコール
- (348) プロモエタン
- (349) プロモクロロメタン
- (350) プロモジクロロメタン
- (351) 5 プロモ sec ブチル 6 メチルウラシル(別名プロマシル)
- (352) プロモプロパン類
- (353) プロモホルム
- (354) ベーターナフトール
- (355) ベータープロピオラクトン
- (356) ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキシド(別名ベンゾエピン又はエンドスルファン)
- (357) ヘキサクロロエタン
- (358) 1,2,3,4,10,10 ヘキサクロロ 6,7 エポキシ 1,4,4a,5,6,7,8,8a オクタヒドロ エキソ 1,4 エンド 5,8 ジメタノナフタレン(別名デイルドリン)
- (359) 1,2,3,4,10,10 ヘキサクロロ 6,7 エポキシ 1,4,4a,5,6,7,8,8a オクタヒドロ エンド 1,4 エンド 5,8 ジメタノナフタレン(別名エンドリン)
- (360) ヘキサクロロシクロヘキサン類
- (361) ヘキサクロロフェン
- (362) ヘキサクロロブタジエン
- (363) 1,2,3,4,10,10 ヘキサクロロ 1,4,4a,5,8,8a ヘキサヒドロ エキソ 1,4 エンド 5,8 ジメタノナフタレン(別名アルドリン)
- (364) ヘキサクロロベンゼン
- (365) ヘキサプロモシクロドデカン
- (366) ヘキサメチレンジアミン
- (367) ヘキサメチレンジイソシアネート
- (368) ヘキサン(ノルマルヘキサンを含む。)
- (369) ヘキシレングリコール
- (370) ベリリウム及びその化合物
- (371) ペルメトリン
- (372) ベンジルアルコール
- (373) ベンズアルデヒド
- (374) ベンゼン
- (375) S 2 (ベンゼンスルホンアミド)エチル 0,0 ジイソプロピルジチオホスファート(別名ベンスリド又はSAP)
- (376) ベンゾチアゾール
- (377) ベンゾトリクロライド
- (378) ベンゾフェノン
- (379) ペンタエリスリトール
- (380) ペンタクロロエタン
- (381) ペンタクロロニトロベンゼン
- (382) ペンタクロロフェノール(別名PCP)
- (383) ペンタクロロベンゼン
- (384) ベンタゾン及びベンタゾンのナトリウム塩
- (385) ペンディメタリン
- (386) ホウ素及びその化合物
- (387) ホスゲン
- (388) ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの混合物(別名ダイオキシン類)
- (389) ポリ塩化ターフェニル
- (390) ポリ塩化ナフタレン
- (391) ポリオキシエチレン型非イオン界面活性剤
- (392) ポリクロリネイテッドビフェニル(別名PCB)
- (393) ポリ臭化ビフェニル
- (394) ホルムアルデヒド
- (395) マイレックス
- (396) マゼンタ
- (397) マラチオン

- (398) マンガン及びその化合物
- (399) ミクロシスチン類
- (400) 無水酢酸
- (401) 無水フタル酸
- (402) 無水マレイン酸
- (403) メソミル
- (404) メタクリル酸メチル
- (405) メタノール
- (406) メタラキシル
- (407) メタリルクロライド
- (408) メチラム
- (409) N メチルアニリン
- (410) メチルアミン類
- (411) メチルイソブチルケトン
- (412) メチルエチルケトン
- (413) N メチルカルバミン酸 2 sec ブチルフェニル
(別名フェノブカルブ)
- (414) メチルシクロヘキサノール
- (415) 2 メチルシクロヘキサノン
- (416) メチルヒドラジン
- (417) メチルピリジン類
- (418) N メチルピロリドン
- (419) メチル tert ブチルエーテル
- (420) メチル 1 (ブチルカルバモイル) 2 ベンゾイミ
ダゾールカルバマート(別名ベノミル)
- (421) メチルブチルケトン
- (422) メチルメルカプタン
- (423) 4,4 メチレンビス(2 クロロアニリン)
- (424) メチレンビス(4 フェニルイソシアネート)
- (425) N メトキシカルボニルスルファニルアミドナトリウ
ム(別名アシュラム)
- (426) メトキシクロル
- (427) メトリブジン
- (428) メラミン
- (429) 2 メルカプトイミダゾリン(別名エチレンチオウレ
ア)
- (430) 2 メルカプトベンゾチアゾール
- (431) モノクロロフェノール類
- (432) モノクロロベンゼン
- (433) モノフェニルスズ化合物
- (434) モリブデン及びその化合物
- (435) モルホリン
- (436) 有機シリコン化合物
- (437) ヨウ化メチル
- (438) ヨウ素
- (439) ラクトニトリル
- (440) 硫化カルボニル
- (441) 硫化水素
- (442) 硫化リン
- (443) 硫酸
- (444) 硫酸ジエチル
- (445) 硫酸ジメチル
- (446) 硫酸ヒドロキシルアミン
- (447) リン酸エステル類
- (448) レゾルシノール

第1号様式(第5条関係)

環境影響評価方法書に係る意見書

年 月 日

北九州市長 様

住所
〔 法人にあつては、主たる
事務所の所在地 〕
氏名
〔 法人にあつては、その
名称及び代表者の氏名 〕

北九州市環境影響評価条例第9条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称			
環境の保全の見地からの意見			
備考			
整理番号		受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第2号様式(第9条関係)

説明会開催届出書

年 月 日

北九州市長 様

住所
 (法人にあっては、主たる
 事務所の所在地)
 氏名
 (法人にあっては、その名称
 及び代表者の氏名)

印

北九州市環境影響評価条例第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類及び規模			
説明会 開催 要 領	開催日時		
	開催場所	会場の名称 会場の所在地	
	説明会開催の周知を行う地域		
	説明会開催の周知方法		
	事業者側の主な出席者		
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
備考			
整理番号		受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第3号様式(第10条関係)

環境影響評価準備書に係る意見書

年 月 日

北九州市長 様

住所
〔 法人にあつては、主たる
事務所の所在地 〕
氏名
〔 法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名 〕

北九州市環境影響評価条例第15条第1項の規定により、次のとおり提出します。

対象事業の名称			
環境の保全の見地 からの意見			
備 考			
整 理 番 号		受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙
に記載し、別紙として添付すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第4号様式(第14条関係)

対象事業内容変更届出書

年 月 日

北九州市長 様

住所
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類及び規模			
変更事項			
変更内容	変 更 前	変 更 後	
変更年月日	年 月 日		
変更の理由			
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
備考			
整理番号		受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

- 2 印の欄は、記入しないこと。
- 3 変更事項が分る状況図等を添付すること。

(日本工業規格A4)

第5号様式(第14条関係)

対 象 事 業 廃 止 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

対 象 事 業 の 名 称			
対 象 事 業 の 種 類 及 び 規 模			
廃 止 年 月 日	年 月 日		
廃 止 の 理 由			
連 絡 先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
備 考			
整 理 番 号		受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙
に記載し、別紙として添付すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第6号様式(第15条関係)

対 象 事 業 着 手 届 出 書

年 月 日

北九州市長 様

住所
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類及び規模			
着手年月日	年 月 日		
完了予定年月日	年 月 日		
工事の施行者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
備考			
整理番号		受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

第7号様式(第15条関係)

対象事業完了届出書

年 月 日

北九州市長 様

住所
〔法人にあつては、主たる
事務所の所在地〕
氏名
〔法人にあつては、その名称
及び代表者の氏名〕

印

北九州市環境影響評価条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業の名称			
対象事業の種類及び規模			
完了年月日	年 月 日		
供用開始年月日	年 月 日		
工事の施行者	住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)		
供用開始後の 管理者			
連絡先	担当者所属 担当者氏名	電話番号 (内線)	
備考			
整理番号		受付年月日	

注1 この様式に記載しようとする事項のすべてを記載することができないときは、日本工業規格A4の用紙に記載し、別紙として添付すること。

2 印の欄は、記入しないこと。

(日本工業規格A4)

北九州市環境影響評価審査会規則

平成 10 年 6 月 11 日
規則第 53 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市環境影響評価条例(平成 10 年北九州市条例第 11 号)第 30 条第 5 項の規定に基づき、環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 25 人以内で組織する。

(会長)

第 3 条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第 4 条 審査会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、当該専門の事項に関する調査が終了した時までとする。

(部会)

第 5 条 審査会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 第 3 条第 3 項の規定は、部会長に準用する。

6 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(招集)

第 6 条 審査会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(議事)

第 7 条 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前 2 項の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第 8 条 審査会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成 10 年 6 月 15 日から施行する。

北九州市環境保全基金条例

平成2年3月26日

条例第3号

(設置)

第1条 市民の環境保全に関する知識の普及及び実践活動の支援その他地域に根ざした環境保全に関する事業を推進するため、北九州市環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金は、市長が必要と認める額及び寄付金その他の収入をもって積み立て、その額は、予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関に預け入れて、保管するものとする。

2 市長が特に必要があると認める場合においては、基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えて、保管することができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金の設置の目的を達するために必要な事業の経費に充てるものとする。

2 前項の規定により経費に充て、なお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金の設置の目的を達するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

北九州市環境保全基金条例施行規則

平成2年3月26日
規則第5号

(基金の管理)

第1条 北九州市環境保全基金(以下「基金」という。)は、環境局長が管理する。

(平2規則20・一部改正)

(繰替運用の方法)

第2条 北九州市環境保全基金条例(平成2年北九州市条例第3号)第5条の規定により繰替運用する場合の繰戻しの方法、期間及び利率は、その都度環境局長が財務局長と協議のうえ定める。

(平2規則20・一部改正)

(帳簿)

第3条 環境局長は、北九州市環境保全基金台帳を備え、基金の経理状況を明らかにしておかなければならない。

(平2規則20・一部改正)

(委任)

第4条 この規則の施行について必要な事項は、環境局長が定める。

(平2規則20・一部改正)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(北九州市事務分掌規則の一部改正)

2 北九州市事務分掌規則(昭和43年北九州市規則第75号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

付 則(平成2年3月30日規則第20号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

北九州市環境科学研究所手数料条例

昭和39年3月31日
条例第94号

(趣旨)

第1条 この条例は、北九州市環境科学研究所において保健衛生又は環境に関する試験、検査、研究及び調査(以下「試験等」という。)を市民の依頼によって行うときの手数料について、必要な事項を定めるものとする。

(昭48条例54・平7条例24・一部改正)

(手数料)

第2条 試験又は検査に関して徴収する手数料の額は、1項目につき2万円以内で規則で定める額とする。ただし、特に設備、費用又は手数を要するため、これにより難しい場合は、実費相当額とする。

2 研究又は調査に関して徴収する手数料の額は、実費相当額とする。

(平7条例24・全改)

(納付)

第3条 手数料は、前納とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。

- (1) 試験等が終了しなければ手数料の額を決定し難いとき。
- (2) 緊急に試験等を必要とし、手数料を前納し難いとき。
- (3) 官公署、事業所等で事務の都合により手数料を前納できないとき。
- (4) 市長が前3号に掲げる場合に準ずる事情があると認めるとき。

2 既納の手数料は、特別の理由がある場合のほか還付しない。

(平7条例24・旧第4条繰上・一部改正)

(減免)

第4条 市長は、特に必要があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(平7条例24・旧第5条繰上・一部改正)

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平7条例24・旧第6条繰上・一部改正)

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和40年規則第32号で昭和40年4月1日から施行)

付 則(昭和48年12月24日条例第54号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年規則第10号で昭和49年2月23日から施行)

付 則(平成7年6月29日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。ただし、題名の改正規定並びに第1条及び第4条から第6条までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は、この条例の施行の日以後に依頼がある試験等に係る手数料について適用し、同日前に依頼があった試験等に係る手数料については、なお従前の例による。

北九州市環境科学研究所手数料条例施行規則

平成7年6月29日
規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市環境科学研究所手数料条例(昭和39年北九州市条例第94号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(試験等の依頼)

第2条 北九州市環境科学研究所(以下「研究所」という。)に試験、検査、研究及び調査(以下「試験等」という。)を依頼しようとする者は、次に掲げる事項を記載した試験等依頼書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 試験等の対象となる物(以下「検体」という。)の内容
- (3) 検体を採取した日時
- (4) 検体を採取した場所
- (5) 試験等の内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、試験等に必要な事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、試験等の依頼に応じないことができる。

- (1) 研究所の業務に支障があるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、市長が試験等に応ずることが適当でないとき。

(手数料の額)

第3条 条例第2条第1項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(手数料の還付)

第4条 条例第3条第2項の特別の理由がある場合とは、次のとおりとする。

- (1) 研究所の都合により試験等ができないとき。
- (2) 試験等に着手する前に依頼者が依頼を撤回し、又は変更した場合において市長が相当の理由があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(試験検査成績書等の交付)

第5条 市長は、試験等が終了したときは、依頼者に対し、試験検査成績書又は調査研究報告書を交付するものとする。

(委任)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

付 則

この規則は、平成7年7月1日から施行する。

別表(第3条関係) 試験検査手数料表

項目		手数料	備考	
ウイルス検査	ウイルス分離 1種類につき	円 13,000	同一検査方法のものについては、1種類を追加するごとに5,000円を加算する。	
	ウイルス同定 1種類につき	18,000		
	血清反応	複雑なもの 1種類につき		9,000
		単純なもの 1種類につき		2,900
	電子顕微鏡によるウイルス検査 1検体につき	15,000		
成分・規格	牛乳・乳製品等	乳固形分 1検体につき	7,000	
		乳脂肪分 1検体につき	3,500	
		酸度 1検体につき	1,400	
		無脂肪固形分 1検体につき	7,000	
	即席ラーメン中の油脂分 1検体につき	5,000		
	清涼飲料水中の重金属 1種類につき	6,000		
	寒天中のホウ酸 1検体につき	5,800		
	豆類中のシアン 1検体につき	6,300		
	毒物等	ふぐ毒 1検体につき	20,000	
		貝毒 1検体につき	18,900	
		かび毒(アフラトキシン) 1検体につき	13,300	
		ヒスタミン 1検体につき	5,200	
		揮発性塩基性窒素 1検体につき	5,000	
	添加物	保存料 1検体につき	6,900	
発色剤 1検体につき		9,800		
甘味料 1検体につき		5,900		
着色料 1検体につき		6,400		
酸化防止剤 1検体につき		5,400		
漂泊剤 1検体につき		3,700		
防かび剤 1検体につき		20,000		
細菌等	食品・飲料水中の細菌 1検体につき	6,000	一般細菌及び大腸菌群に限る。	
	病原細菌 1種類につき	6,600		
	食中毒細菌 1種類につき	6,600		
	食品抗生物質 1種類につき	10,000		
	真菌検査 1検体につき	10,000		
その他食品検査	合成抗菌剤 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1種類を追加するごとに7,000円を加算する。	
	抗生物質 1種類につき	20,000		
	有機スズ化合物 1種類につき	20,000		
	油脂成分検査 1検体につき	7,800		
	米中のカドミウム 1検体につき	9,800		

		魚介類中の水銀 1 検体につき	18,000	一斉分析が可能なものについては、1 種類を追加するごとに 7,000 円を加算する。
		PCB(ポリ塩化ビフェニール) 1 検体につき	20,000	
		農薬 1 種類につき	20,000	
	器具・容器・包装材	過マンガン酸カリウム消費量 1 検体につき	2,200	
		フェノール 1 検体につき	1,900	
		ホルムアルデヒド 1 検体につき	2,200	
		重金属 1 検体につき	2,200	
		蒸発残留物 1 検体につき	3,600	
	家庭用品試験・検査	塩化水素 1 検体につき	2,300	
		硫酸 1 検体につき	2,300	
ホルムアルデヒド 1 検体につき		8,500		
防炎加工剤 1 種類につき		20,000		
水酸化カリウム 1 検体につき		2,300		
水酸化ナトリウム 1 検体につき		2,300		
防虫剤 1 種類につき		20,000		
メタノール 1 検体につき		5,400		
テトラクロロエチレン 1 検体につき		9,700		
トリクロロエチレン 1 検体につき		9,700		
有機水銀化合物 1 検体につき		16,400		
有機スズ化合物 1 種類につき		20,000	一斉分析が可能なものについては、1 種類を追加するごとに 7,000 円を加算する。	
大気試験・検査	重油	硫黄分(空気法) 1 検体につき	3,000	
		硫黄分(蛍光エックス線法) 1 検体につき	1,000	
	大気	アスベスト(光学顕微鏡) 1 検体につき	12,000	
		アスベスト(電子顕微鏡) 1 検体につき	20,000	
	雨水	pH(水素イオン濃度) 1 検体につき	800	
		EC(電気伝導度) 1 検体につき	500	
		イオン成分 1 検体につき	2,000	
		金属成分 1 種類につき	2,000	
水質・底質・土壌・廃棄物試験・検査	海、河川水等の細菌検査 1 種類につき	4,000		
	海、河川水等浴場の細菌検査 1 種類につき	5,000		
	pH(水素イオン濃度) 1 検体につき	800		
	BOD(生物学的酸素要求量) 1 検体につき	6,000		
	COD(化学的酸素要求量) 1 検体につき	4,000		
	浮遊物質 1 検体につき	3,000		
	溶存酸素 1 検体につき	2,500		
	全窒素 1 検体につき	5,000		

全りん 1検体につき	5,000	
nヘキサン抽出物 1検体につき	7,000	
フェノール類 1種類につき	5,000	
銅 1検体につき	5,000	
亜鉛 1検体につき	5,000	
溶解性鉄 1検体につき	5,500	
溶解性マンガン 1検体につき	5,500	
総クロム 1検体につき	5,000	
弗素 1検体につき	6,000	
カドミウム 1検体につき	5,000	
シアン 1検体につき	5,000	
有機燐 1検体につき	10,000	
鉛 1検体につき	5,000	
6価クロム 1検体につき	5,000	
砒素 1検体につき	5,500	
総水銀 1検体につき	5,000	
アルキル水銀 1検体につき	12,000	
PCB(ポリ塩化ビフェニール) 1検体につき	20,000	
揮発性有機化合物 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1種類を追加するごとに7,000円を加算する。
農薬(ゴルフ場農薬を含む。) 1種類につき	20,000	一斉分析が可能なものについては、1種類を追加するごとに7,000円を加算する。
シマジン 1検体につき	20,000	
チオベンカルブ 1検体につき	20,000	
フタル酸ジエチルヘキシル 1検体につき	20,000	
チウラム 1検体につき	20,000	同時にオキシ銅の分析を行う場合については、7,000円を加算する。
オキシ銅 1検体につき	20,000	同時にチウラムの分析を行う場合については、7,000円を加算する。
アシュラム 1検体につき	20,000	
砒素 1検体につき	5,000	
セレン 1検体につき	5,500	
ニッケル 1検体につき	5,000	
モリブデン 1検体につき	5,000	
アンチモン 1検体につき	5,500	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 1検体につき	5,000	
乾燥減量 1検体につき	3,000	
強熱減量 1検体につき	3,000	
溶出操作 1操作につき	7,000	

北九州市エコタウンセンター条例

平成 13 年 6 月 18 日

条例第 23 号

(設置)

第 1 条 廃棄物等の再資源化、再使用、適正な処分及び発生の抑制(以下「廃棄物等の再資源化等」という。)に関する学習及び交流の場を提供するとともに、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援し、もって循環型社会の形成に資するため、北九州市エコタウンセンター(以下「センター」という。)を北九州市若松区向洋町 10 番地の 20 に設置する。

(事業)

第 2 条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物等の再資源化等に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (2) 環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発等の活動を支援する事業
- (3) 廃棄物等の再資源化等に関する理解を深める事業
- (4) 廃棄物等の再資源化等に関する情報の収集及び提供に関する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第 3 条 別表に掲げるセンターの施設及び設備(以下「センターの施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))に使用の許可を行わせるときは、指定管理者。以下この条及び次条において同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの設置の目的に反するとき。
- (3) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(平 17 条例 55・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により使用の許可を受けたとき。

(平 17 条例 55・一部改正)

(使用料)

第 5 条 市は、センターの施設等の使用につき、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 条例 55・一部改正)

(使用料の減免等)

第 6 条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は使用料の徴収を猶予することができる。

(使用料の不返還)

第 7 条 既に納付した使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者)

第 8 条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、その管理を

指定管理者に行わせることができる。

(平 17 条例 55・一部改正)

(指定管理者の指定の手續)

第 9 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にセンターの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いセンターの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認められたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 55・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 10 条 指定管理者が行うセンターの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 第 2 条各号に掲げるセンターの事業(市長が別に定める業務を除く。)の実施に関すること。

(2) センターの維持管理に関すること。

(3) センターの施設等(規則で定めるセンターの施設等を除く。)の使用の許可に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平 17 条例 55・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 11 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(平 17 条例 55・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第 12 条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、センターの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はセンターの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平 17 条例 55・追加)

(委任)

第 13 条 この条例に規定するもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 17 条例 55・旧第 9 条繰下)

(罰則)

第 14 条 詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額(当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

(平 17 条例 55・旧第 10 条繰下)

付 則

この条例は、平成 13 年 6 月 27 日から施行する。

付 則(平成 15 年 6 月 19 日条例第 35 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 4 号で平成 16 年 2 月 9 日から施行)

付 則(平成 15 年 12 月 18 日条例第 67 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 16 年規則第 5 号で平成 16 年 2 月 9 日から施行)

付 則(平成 17 年 10 月 6 日条例第 55 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条の規定によりなお従前の例により管理を委託している北九州市エコタウンセンターの管理については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき北九州市エコタウンセンターの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

(平 15 条例 35・平 15 条例 67・一部改正)

区分		使用料
施設	事務室	1 平方メートルにつき月額 2,000 円
	セミナールーム A	1 時間又はその端数ごとに 2,600 円
	セミナールーム B	1 時間又はその端数ごとに 1,300 円
	セミナールーム C	1 時間又はその端数ごとに 1,300 円
	セミナールーム D	1 時間又はその端数ごとに 1,600 円
	セミナールーム E	1 時間又はその端数ごとに 1,600 円
	実験室	1 時間又はその端数ごとに 1,000 円
	実験槽	1 区画につき月額 60,000 円
	休憩室	1 時間又はその端数ごとに 180 円
設備	映像設備	1 時間又はその端数ごとに 1,500 円以下の範囲内で規則で定める額
	音響設備	1 時間又はその端数ごとに 500 円以下の範囲内で規則で定める額
	廃水処理設備	1 日につき 1,800 円

備考

- 1 事務室及び実験槽の使用料については、使用の期間が 1 月に満たない場合は、1 月として計算する。ただし、使用を開始した月の使用料は、日割計算とする。
- 2 営利を主たる目的としない使用に係る使用料の額は、規定使用料の額の 5 割に相当する額とする。

北九州市エコタウンセンター条例施行規則

平成 13 年 6 月 21 日

規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市エコタウンセンター条例(平成 13 年北九州市条例第 23 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第 2 条 北九州市エコタウンセンター(休憩室を除く。)の供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

2 北九州市エコタウンセンター(以下「センター」という。)の休憩室の供用時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 前日及び翌日が休館日である日 午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 前日が休館日である日(前号に掲げる日を除く。) 午前 9 時から午後 12 時まで
- (3) 翌日が休館日である日(第 1 号に掲げる日を除く。) 午前 0 時から午後 5 時まで
- (4) 前 3 号に掲げる日以外の日 午前 0 時から午後 12 時まで

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(使用申請の受付)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の許可の申請は、使用しようとする日の 3 月前から受け付けるものとする。ただし、市長(指定管理者に使用の許可を行わせるセンターの施設等に係る申請にあっては、指定管理者)が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 規則 86・一部改正)

(設備の使用料)

第 5 条 センターの設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の返還)

第 6 条 条例第 7 条ただし書の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 天災その他使用者(条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)の責めによらない事由により使用できないとき 使用料の全額
- (2) 使用日(条例第 3 条第 1 項の許可を受けた使用の日をいう。)の 40 日前までに使用者が使用の取りやめを申し出た場合で市長が相当の理由があると認めるとき 使用料の 5 割に相当する額

(平 17 規則 86・一部改正)

(使用権の譲渡等の禁止)

第 7 条 使用者は、センターを使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第 8 条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(平 17 規則 86・一部改正)

(原状回復の義務)

第 9 条 使用者は、センターの使用を終了したときは、直ちに、使用した部分を原状に回復しなければならない。条例第 4 条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用の停止を命じられたときも、同様と

する。

(平 17 規則 86・一部改正)

(損害賠償の義務)

第 10 条 センターに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第 11 条 市長は、センターについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平 17 規則 86・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第 12 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 17 規則 86・追加)

(指定管理者に使用の許可を行わせない施設等)

第 13 条 条例第 10 条第 3 号の規則で定めるセンターの施設等は、事務室、実験室、実験槽及び廃水処理設備とする。

(平 17 規則 86・追加)

(指定管理者の事業報告)

第 14 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するセンターの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 86・追加)

(委任)

第 15 条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平 17 規則 86・旧第 11 条繰下)

付 則

この規則は、平成 13 年 6 月 27 日から施行する。

付 則(平成 17 年 10 月 6 日規則第 86 号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第 5 条関係)

設備		使用料の額
映像設備	液晶プロジェクター	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 1,500 円
	スクリーン	1 枚につき 1 時間又はその端数ごとに 200 円
	ビデオカセットレコーダー	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円
音響施設	ワイヤレスマイク(ハンド型)	1 式につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円
	拡声装置	1 台につき 1 時間又はその端数ごとに 500 円

北九州市環境ミュージアム条例

平成 14 年 3 月 28 日
条例第 24 号

(設置)

第 1 条 公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、並びに環境の保全に関する学習及び交流の場を提供することにより、市民の環境の保全のための活動を促進し、もって環境の保全に資するため、北九州市環境ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)を北九州市八幡東区東田二丁目 2 番 6 号に設置する。

(事業)

第 2 条 ミュージアムは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 公害の克服の過程、環境の保全、環境への負荷の低減に資する技術等に関する資料を収集し、保管し、及び展示する事業
- (2) 環境の保全に関する学習及び交流の場を提供する事業
- (3) 環境の保全に関する啓発事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(利用の許可)

第 3 条 別表に掲げるミュージアムの施設及び設備(以下「ミュージアムの施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、前項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) ミュージアムの設置の目的に反するとき。
- (3) ミュージアムの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、ミュージアムの管理上支障があると認められるとき。

(平 17 条例 56・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

- (1) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反し、又は関係職員の指示に従わなかったとき。
- (3) 詐欺その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。

(平 17 条例 56・一部改正)

(利用料金)

第 5 条 ミュージアムの施設等を利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、後納とすることができる。

(平 17 条例 56・全改)

(利用料金の減免)

第 6 条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(平 17 条例 56・一部改正)

(利用料金の不返還)

第 7 条 既に納付した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 条例 56・一部改正)

(指定管理者)

第 8 条 市長は、ミュージアムの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者に行わせる。

(平 17 条例 56・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第 9 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書にミュージアムの管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従いミュージアムの管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 56・追加)

(指定管理者が行う業務)

第 10 条 指定管理者が行うミュージアムの管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 第 2 条各号に掲げるミュージアムの事業の実施に関すること。

(2) ミュージアムの維持管理に関すること。

(3) ミュージアムの施設等の利用の許可に関すること。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平 17 条例 56・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 11 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いミュージアムの管理を行わなければならない。

(平 17 条例 56・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第 12 条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、ミュージアムの管理に関して知り得た秘密を漏らし、又はミュージアムの管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平 17 条例 56・追加)

(委任)

第 13 条 この条例に規定するもののほか、ミュージアムの管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 17 条例 56・旧第 9 条繰下)

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 6 日から施行する。

付 則(平成 17 年 10 月 6 日条例第 56 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条(見出しを含む。)、第 4 条(見出しを含む。)、第 5 条、第 6 条(見出しを含む。)及び第 7 条(見出しを含む。)の改正規定、第 10 条を削る改正規定並びに別表の改正規定(「別表(第 5 条関係)」を「別表(第 3 条、第 5 条関係)」に改める部分を除く。)は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条の規定に

よりなお従前の例により管理を委託している北九州市環境ミュージアムの管理については、平成 18 年 9 月 1 日(同日前に地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき北九州市環境ミュージアムの管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第 3 条、第 5 条関係) (平 17 条例 56・一部改正)

区分		金額				備考
施設	展示室	観覧料	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	市長が環境の保全に関する啓発を行うために特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で観覧させるものとする。
			個人	円	円	
			団体 (30 人以上)	1 人 1 回	円	
	多目的ホール	全部を利用する場合		1 時間又はその端数ごとに 1,210 円		
		2 分の 1 を使用する場合		1 時間又はその端数ごとに 600 円		
	実習室	1 時間又はその端数ごとに 490 円				
ドームシアター	1 時間又はその端数ごとに 920 円					
設備	映像設備	1 時間又はその端数ごとに 12,500 円以下の範囲内で規則で定める額				
	音響設備	1 時間又はその端数ごとに 500 円以下の範囲内で規則で定める額				

北九州市環境ミュージアム条例施行規則

平成 14 年 3 月 28 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北九州市環境ミュージアム条例(平成 14 年北九州市条例第 24 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(供用時間)

第 2 条 北九州市環境ミュージアム(展示室を除く。)の供用時間は、次の各号に掲げる日に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日 午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前 9 時から午後 7 時まで

2 北九州市環境ミュージアム(以下「ミュージアム」という。)の展示室の供用時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、供用時間を変更することができる。

(平 17 規則 88・一部改正)

(休館日)

第 3 条 ミュージアムの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(1) 月曜日

(2) 1 月 1 日

(利用申請の受付)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の許可の申請は、利用しようとする日の 3 月前から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 規則 88・一部改正)

(展示室の無料観覧)

第 5 条 条例別表の施設の展示室の項に規定する規則で定める日は、6 月の第 1 土曜日及びその翌日とする。

(設備の利用料金)

第 6 条 条例別表の設備の項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(平 17 規則 88・一部改正)

(利用料金の額の承認の告示)

第 7 条 市長は、条例第 5 条第 3 項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

(平 17 規則 88・全改)

(利用権の譲渡等の禁止)

第 8 条 利用者(条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)は、ミュージアムを利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(平 17 規則 88・一部改正)

(設備の変更禁止)

第 9 条 利用者は、ミュージアムに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(平 17 規則 88・一部改正)

(原状回復の義務)

第 10 条 利用者は、ミュージアムの利用を終了したときは、直ちに、利用した部分を原状に回復しなけれ

ばならない。条例第4条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用の停止を命じられたときも、同様とする。

(平17規則88・一部改正)

(損害賠償の義務)

第11条 ミュージアムに損害を与えた者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者の指定の申請に係る事項の公表)

第12条 市長は、ミュージアムについて指定管理者を指定しようとするときは、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

(平17規則88・追加)

(指定管理者の指定の申請の添付書類)

第13条 条例第9条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平17規則88・追加)

(指定管理者の指定の告示)

第14条 市長は、ミュージアムについて指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平17規則88・追加)

(指定管理者の事業報告)

第15条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理するミュージアムの管理の業務に関し事業報告書を作成し、5月31日までに市長に提出しなければならない。

(平17規則88・追加)

(委任)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

(平17規則88・旧第12条線下)

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月6日から施行する。

(展示室の無料観覧の特例)

2 第5条の規定の適用については、平成14年においては同条中「6月の第1土曜日及びその翌日」とあるのは、「4月6日、同月7日、6月の第1土曜日及びその翌日」とする。

付 則(平成17年10月6日規則第88号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第2号、第4条(見出しを含む。)、第6条(見出しを含む。)、第7条、第8条(見出しを含む。)、第9条及び第10条の改正規定並びに別表の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)(平17規則88・一部改正)

	設備	金額
映像設備	高輝度液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに12,500円
	携帯用液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに1,500円
	スクリーン(大)	1枚につき1時間又はその端数ごとに400円
	スクリーン(小)	1枚につき1時間又はその端数ごとに200円
	資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに750円
	ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
	DVDプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに500円
音響設備	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに130円
	マイクロホンスタンド(床置型)	1本につき1時間又はその端数ごとに50円
	マイクロホンスタンド(卓上型)	1本につき1時間又はその端数ごとに30円
	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに500円
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに500円

北九州市公害健康被害認定審査会条例

昭和 49 年 8 月 31 日
条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和 48 年法律第 111 号)第 45 条第 4 項の規定に基づき、北九州市公害健康被害認定審査会(以下「審査会」という。)の組織、運営その他審査会に関して必要な事項を定めるものとする。

(昭 62 条例 30・一部改正)

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、医学、法律学その他公害に係る健康被害の補償に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審査会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 審査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(審査会の庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(平 2 条例 6・平 6 条例 33・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和 49 年 9 月 1 日から施行する。

(北九州市公害被害者認定審査会条例の廃止)

2 北九州市公害被害者認定審査会条例(昭和 48 年北九州市条例第 2 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和 44 年法律第 90 号)第 3 条第 1 項の認定の申請をしている者については、北九州市公害被害者認定審査会条例の規定に基づく北九州市公害被害者認定審査会は、従前の例によりその所掌事務を行うものとする。

4 この条例の施行後最初の審査会の会議の招集は、市長が行う。

付 則(昭和 62 年 12 月 21 日条例第 30 号)

この条例は、昭和 63 年 3 月 1 日から施行する。

付 則(平成 2 年 3 月 30 日条例第 6 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(平成 6 年 10 月 7 日条例第 33 号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 6 年 10 月 14 日から施行する。